

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年12月20日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	DCニッセイバランスアクティブ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DCニッセイバランスアクティブ

上記ファンドの愛称として「年年歳歳（確定拠出年金）」ということがあります。

（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成25年12月21日（土）～平成26年12月19日（金）

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

（9）【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（10）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

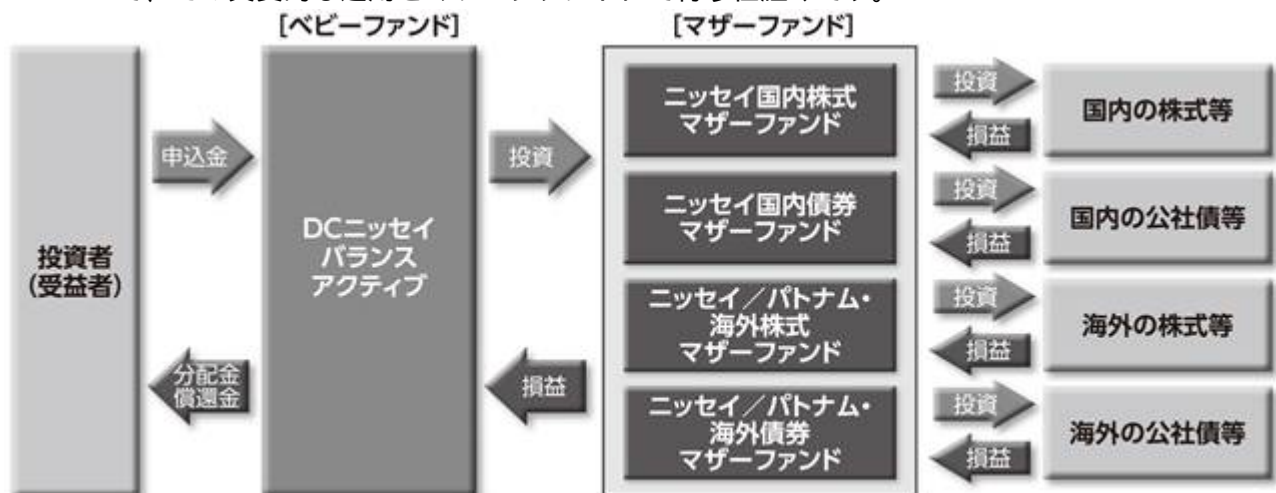
基本方針

ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特色

マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資を行います。

- ・ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

運用収益の追求と安定を図るため、中長期的な資産配分方針として「基準資産配分」を設定し、その「基準資産配分」を中心に市場環境の変化等に応じて配分比を機動的に変動させる「短期最適資産配分」戦略を行うことにより、資産配分によるリスクをコントロールしつつ付加価値の向上を図ります。



※ファンダメンタルズとは、経済活動の状況を示す基礎的な要因のことで、経済の基礎的要件と訳されます。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・グロース投資（成長株投資）、バリュー投資（割安株投資）などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

投資適格債とは、債券格付（債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度）がB B B格相当以上の債券です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
- ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター（業種等）・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
- ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社です。

パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。運用資産は約1,347億ドル(約12兆円)、投信残高は約693億ドル(約6兆円)の規模を誇ります。
 設定済み投信は80本以上、投資家数は約400万人にのびます。
 ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を173名有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです(該当区分を網掛け表示していません)。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

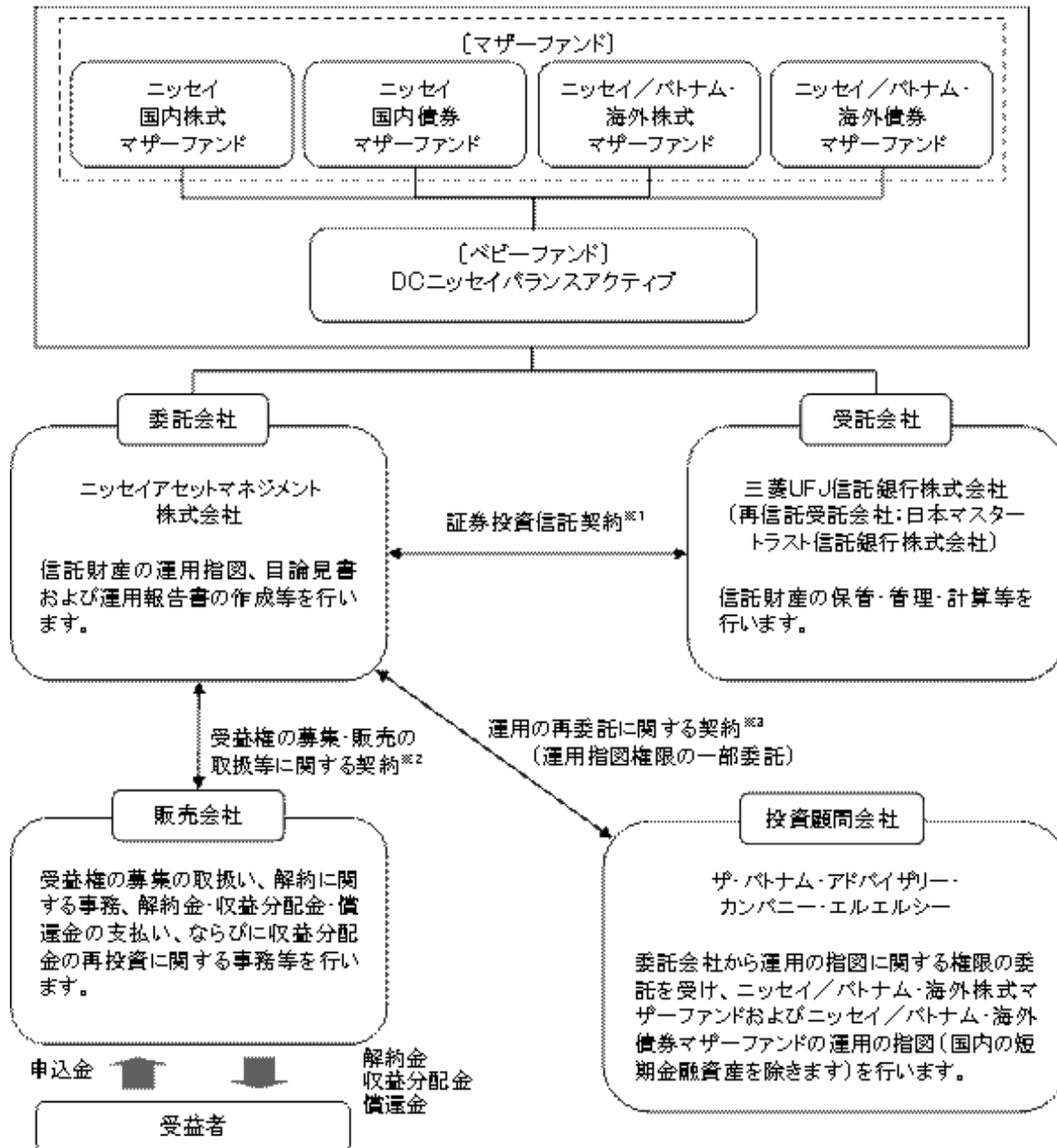
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成23年12月21日 主要投資対象を「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」に変更

（3）【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成25年10月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円

4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
 5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
 6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
 7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ国内株式マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数) をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株価指数で、東証一部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標もしくは使用の停止を行うことができます。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ国内債券マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI国債をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

NOMURA-BPI国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCI KOKUSAI指数（円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

MSCI KOKUSAI指数とは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。シティグループ・グローバル・マーケット・インクは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

ニッセイ国内株式マザーファンド

ニッセイ国内債券マザーファンド

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り)ます)
 - ハ. 金銭債権(イ.およびニ.に掲げるものに該当するものを除きます)
 - ニ. 約束手形(イ.に掲げるものを除きます)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - 有価証券主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1.から4.までのマザーファンドならびに次の5.から26.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。
 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
 5. 株券または新株引受権証券
 6. 国債証券
 7. 地方債証券
 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
 14. コマーシャル・ペーパー
 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5.から15.の証券または証書の性質を有するもの
 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)
 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り)ます)
 21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの
- なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

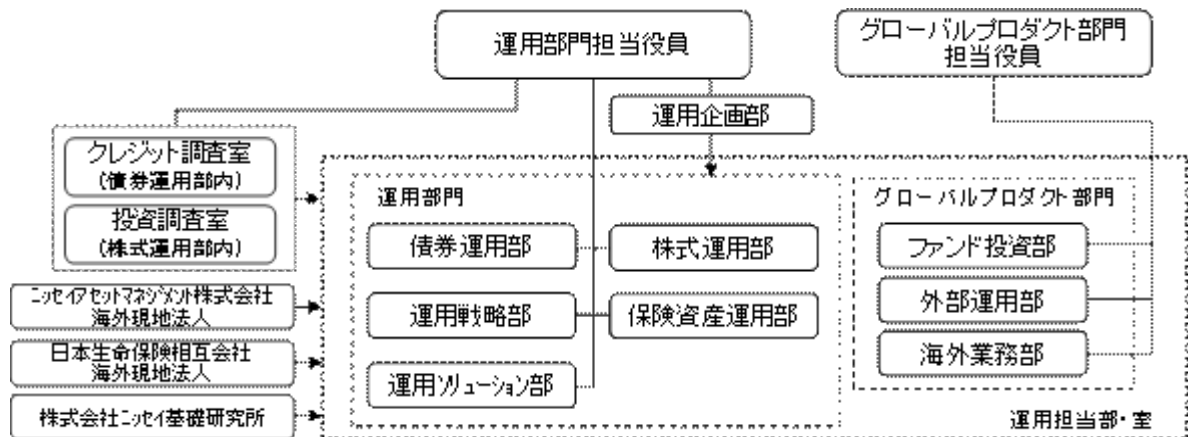
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

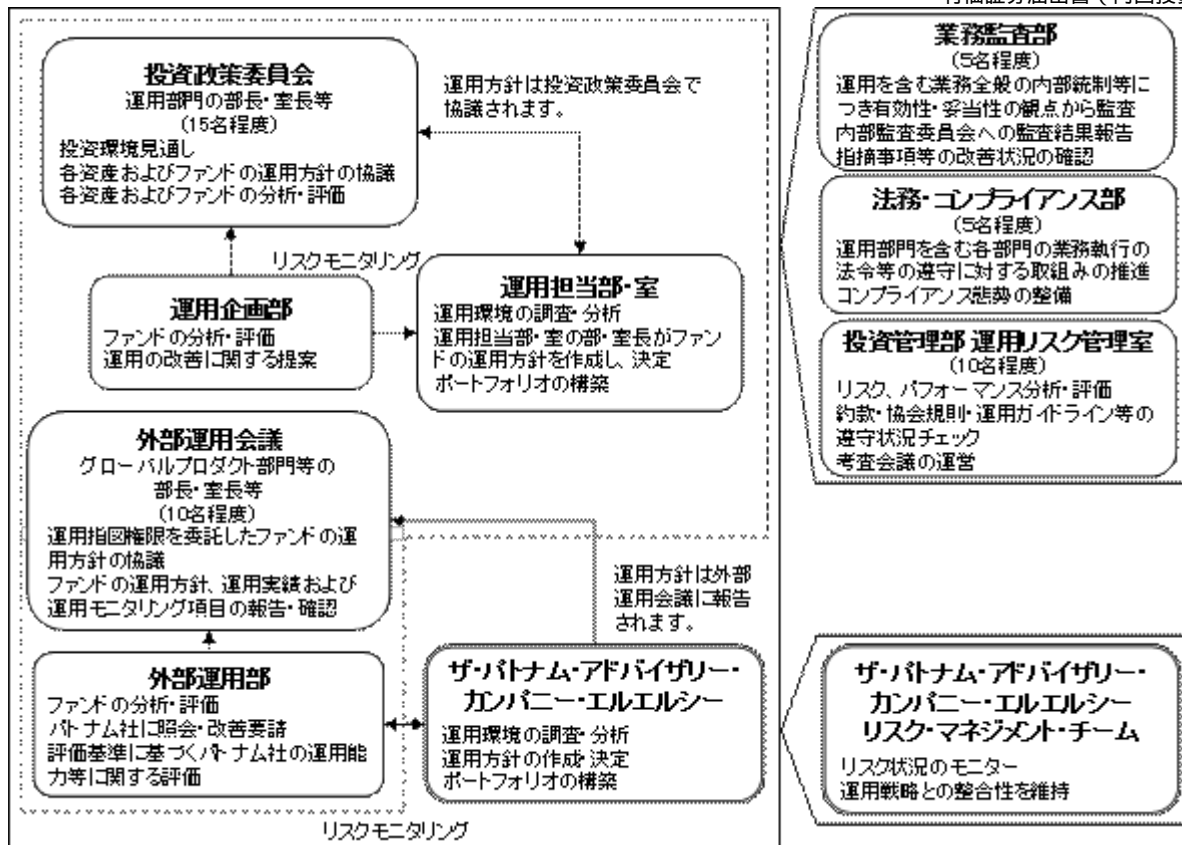
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
2. 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は3・9月の各20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

- 1．信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- 2．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3．において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- 1．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の　．および　．の範囲内で貸付けることができます。
 - ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

公社債の空売り

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 2．前記1．の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
4. 前記1.の借入れによる品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプション

を表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

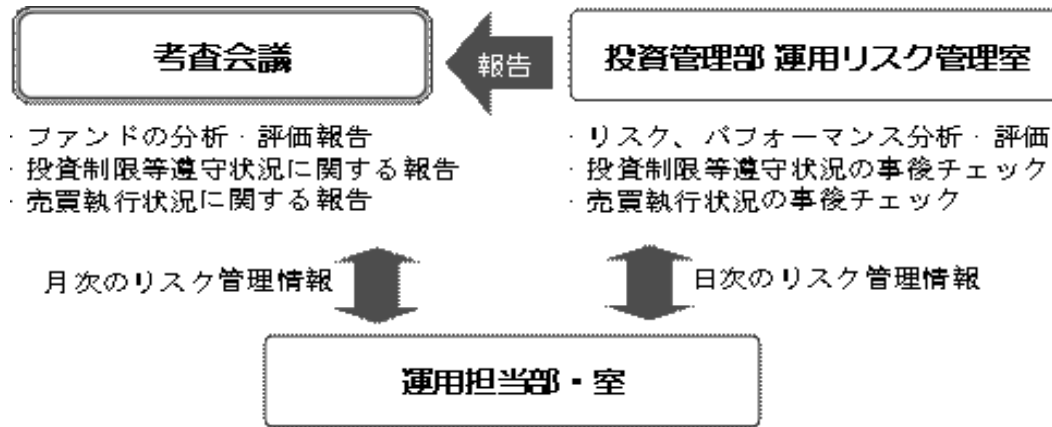
・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜1.3%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

消費税率が8%になった場合は、年1.404%となります。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.6%	0.6%	0.1%

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.46%をかけた額およびニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.36%をかけた額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額		監査報酬率	
100億円超	の部分	年 0.00420%	(税抜0.004%)
50億円超 100億円以下	の部分	年 0.00525%	(税抜0.005%)
10億円超 50億円以下	の部分	年 0.00735%	(税抜0.007%)
10億円以下	の部分	年 0.04200%	(税抜0.040%)

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

純資産総額		監査報酬率	
100億円超	の部分	年 0.00432%	(税抜0.004%)
50億円超 100億円以下	の部分	年 0.00540%	(税抜0.005%)
10億円超 50億円以下	の部分	年 0.00756%	(税抜0.007%)
10億円以下	の部分	年 0.04320%	(税抜0.040%)

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	642,382,763	97.16
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		18,737,005	2.84
純資産総額		661,119,768	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(平成25年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	21,168,192,900	97.91
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		451,736,901	2.09
純資産総額		21,619,929,801	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2)その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
東証株価指数先物(買建) (2013年12月限)	東京証券取引所	393,491,185	395,835,000	1.83

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(平成25年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	26,384,908,482	96.51
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		954,206,268	3.49
純資産総額		27,339,114,750	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2)その他資産として、下記のとおり国債先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
長期国債先物(買建) (2013年12月限)	東京証券取引所	860,305,750	870,420,000	3.18

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

(平成25年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	--------	---------	---------

株式	アメリカ	16,873,558,190	59.67
	イギリス	4,330,458,052	15.31
	フランス	1,212,615,141	4.29
	スペイン	745,280,231	2.63
	カナダ	669,568,530	2.37
	オランダ	590,038,025	2.09
	イタリア	423,681,245	1.50
	ポルトガル	360,906,722	1.28
	オーストリア	357,829,038	1.26
	シンガポール	332,279,521	1.17
	ジャージー	264,710,447	0.94
	スウェーデン	261,965,165	0.93
	ドイツ	253,377,565	0.90
	バミューダ	218,035,729	0.77
	オーストラリア	202,613,071	0.72
	ベルギー	197,105,136	0.70
	香港	188,121,981	0.66
	小計	27,482,143,789	97.19
投資証券	アメリカ	212,204,331	0.75
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		581,065,857	2.06
純資産総額		28,275,413,977	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」

（平成25年10月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,363,401,726	29.95
	イギリス	1,751,231,045	9.78
	イタリア	1,549,418,697	8.65
	ベルギー	1,403,235,113	7.83
	スペイン	1,350,775,378	7.54
	メキシコ	533,773,090	2.98
	オーストリア	508,861,608	2.84
	フランス	499,576,337	2.79
	カナダ	332,957,745	1.86
	ポーランド	311,148,444	1.74
	アイルランド	234,863,430	1.31
	フィンランド	229,653,560	1.28
	デンマーク	218,808,453	1.22
	オーストラリア	204,632,527	1.14
	南アフリカ	139,680,996	0.78
	ドイツ	99,418,377	0.56
	スウェーデン	60,445,705	0.34
	スイス	53,937,894	0.30
	小計	14,845,820,125	82.89

特殊債券	国際機関	524,261,915	2.93
	オランダ	268,352,198	1.50
	スウェーデン	137,878,006	0.77
	ドイツ	129,665,403	0.72
	アメリカ	71,366,565	0.40
	フランス	62,791,793	0.35
	小計	1,194,315,880	6.67
社債券	アメリカ	878,022,893	4.90
	フィンランド	66,699,337	0.38
	オーストラリア	39,457,195	0.22
	小計	984,179,425	5.50
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		885,539,867	4.94
純資産総額		17,909,855,297	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイ国内株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	343,437,187	7,251	249,023,178	7,109	244,149,496	36.93
2	日本	ニッセイ国内債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	128,463,823	12,858	165,175,276	12,976	166,694,656	25.21
3	日本	ニッセイ/パトナ ム・海外株式マ ザーファンド	親投資信託 受益証券	111,796,061	14,075	157,358,142	14,212	158,884,561	24.03
4	日本	ニッセイ/パトナ ム・海外債券マ ザーファンド	親投資信託 受益証券	31,719,734	22,686	71,960,091	22,905	72,654,050	10.99
投資比率：合計									97.16

（注1）投資有価証券は4銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	97.16
合計		97.16

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

（平成25年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円）		投資 比率 （％）
						下段：評価額（円）		
						単価	金額	

1	日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	192,300	4,030 6,360	774,992,160 1,223,028,000	5.66
2	日本	三菱UFJフィナンシャルG	株式	銀行業	1,319,900	444 620	586,368,950 818,338,000	3.79
3	日本	本田技研	株式	輸送用機器	137,900	3,063 3,915	422,346,602 539,878,500	2.50
4	日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	61,400	7,586 8,510	465,771,226 522,514,000	2.42
5	日本	三菱商事	株式	卸売業	232,900	1,751 1,982	407,762,837 461,607,800	2.14
6	日本	三井住友フィナンシャルG	株式	銀行業	94,800	4,112 4,715	389,842,545 446,982,000	2.07
7	日本	ブロードリーフ	株式	情報・通信業	197,400	1,259 2,101	248,578,301 414,737,400	1.92
8	日本	住友不動産	株式	不動産業	86,000	4,334 4,625	372,703,142 397,750,000	1.84
9	日本	トプコン	株式	精密機器	251,700	753 1,473	189,616,022 370,754,100	1.71
10	日本	日本たばこ産業	株式	食料品	93,700	2,761 3,550	258,675,331 332,635,000	1.54
11	日本	みずほフィナンシャルG	株式	銀行業	1,587,400	150 205	237,983,937 325,417,000	1.51

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	
12	日本	日立	株式	電気機器	470,000	501 685	235,620,037 321,950,000	1.49
13	日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	44,000	6,726 7,300	295,927,611 321,200,000	1.49
14	日本	光通信	株式	情報・通信業	43,500	3,914 7,270	170,260,233 316,245,000	1.46
15	日本	オリックス	株式	その他金融業	187,500	1,423 1,686	266,866,862 316,125,000	1.46
16	日本	NTTドコモ	株式	情報・通信業	201,300	1,261 1,560	253,918,583 314,028,000	1.45
17	日本	カカクコム	株式	サービス業	164,800	926 1,894	152,665,247 312,131,200	1.44
18	日本	三菱地所	株式	不動産業	110,000	1,888 2,797	207,726,187 307,670,000	1.42
19	日本	マツダ	株式	輸送用機器	663,000	169 440	112,319,493 291,720,000	1.35
20	日本	ファナック	株式	電気機器	17,300	14,420 15,720	249,461,274 271,956,000	1.26
21	日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	53,200	3,743 5,090	199,134,656 270,788,000	1.25
22	日本	東京急行	株式	陸運業	404,000	487 667	196,799,007 269,468,000	1.25
23	日本	大和ハウス	株式	建設業	133,000	1,603 1,961	213,167,851 260,813,000	1.21
24	日本	野村ホールディングス	株式	証券、商品先物取引業	355,200	446 723	158,397,409 256,809,600	1.19
25	日本	アステラス製薬	株式	医薬品	46,100	4,085 5,460	188,304,103 251,706,000	1.16

26	日本	三菱瓦斯化学	株式	化学	310,000	541 800	167,597,495 248,000,000	1.15
27	日本	東京海上HD	株式	保険業	75,600	2,451 3,205	185,293,473 242,298,000	1.12
28	日本	丸紅	株式	卸売業	313,000	620 767	194,126,969 240,071,000	1.11
29	日本	エムスリー	株式	サービス業	893	192,121 268,500	171,564,317 239,770,500	1.11
30	日本	キヤノン	株式	電気機器	77,500	3,356 3,090	260,099,483 239,475,000	1.11
投資比率：合計								51.58

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	輸送用機器	12.24
	電気機器	10.23
	銀行業	9.47
	情報・通信業	9.31
	機械	5.15
	化学	5.01
	卸売業	4.75

種類	業種	投資比率(%)
株式	医薬品	4.41
	陸運業	3.93
	不動産業	3.78
	サービス業	3.59
	食料品	3.49
	小売業	3.43
	精密機器	3.19
	建設業	3.03
	保険業	2.52
	証券、商品先物取引業	1.64
	鉄鋼	1.53
	その他金融業	1.46
	電気・ガス業	1.10
	石油・石炭製品	1.05
	非鉄金属	1.00
	空運業	0.68
	ゴム製品	0.56
	繊維製品	0.55
	金属製品	0.50
	海運業	0.31
合計		97.91

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(平成25年10月31日現在)

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
1	日本	第329回 利付国債(2年)	0.200	2015/6/15	国債証券	2,408,500,000	100.18 100.18	2,412,742,477 2,412,738,960	8.83
2	日本	第330回 利付国債(2年)	0.200	2015/7/15	国債証券	2,224,900,000	100.19 100.18	2,229,047,878 2,228,838,073	8.15
3	日本	第106回 利付国債(5年)	0.200	2017/9/20	国債証券	2,026,000,000	99.79 100.15	2,021,689,219 2,029,120,040	7.42
4	日本	第330回 利付国債(10年)	0.800	2023/9/20	国債証券	1,555,100,000	101.64 101.96	1,580,562,444 1,585,564,409	5.80
5	日本	第110回 利付国債(5年)	0.300	2018/3/20	国債証券	1,150,800,000	100.25 100.54	1,153,644,082 1,157,037,336	4.23
6	日本	第332回 利付国債(2年)	0.100	2015/9/15	国債証券	941,900,000	100.00 100.01	941,900,000 941,984,771	3.45
7	日本	第299回 利付国債(10年)	1.300	2019/3/20	国債証券	701,700,000	105.51 105.87	740,363,670 742,903,824	2.72
8	日本	第92回 利付国債(20年)	2.100	2026/12/20	国債証券	597,000,000	114.52 115.44	683,679,390 689,170,830	2.52
9	日本	第303回 利付国債(10年)	1.400	2019/9/20	国債証券	593,700,000	106.61 106.84	632,913,885 634,320,954	2.32
10	日本	第308回 利付国債(10年)	1.300	2020/6/20	国債証券	554,300,000	106.02 106.56	587,668,860 590,673,166	2.16
11	日本	第328回 利付国債(2年)	0.100	2015/5/15	国債証券	541,200,000	100.00 100.02	541,212,672 541,319,064	1.98

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
12	日本	第121回 利付国債(20年)	1.900	2030/9/20	国債証券	489,200,000	106.29 109.59	519,959,193 536,124,064	1.96
13	日本	第36回 利付国債(30年)	2.000	2042/3/20	国債証券	494,200,000	106.34 108.33	525,556,878 535,381,686	1.96
14	日本	第274回 利付国債(10年)	1.500	2015/12/20	国債証券	509,400,000	103.42 102.98	526,821,480 524,564,838	1.92
15	日本	第327回 利付国債(2年)	0.100	2015/4/15	国債証券	472,800,000	100.02 100.02	472,906,333 472,899,288	1.73
16	日本	第328回 利付国債(10年)	0.600	2023/3/20	国債証券	443,000,000	99.71 100.36	441,705,817 444,577,080	1.63
17	日本	第145回 利付国債(20年)	1.700	2033/6/20	国債証券	413,400,000	103.68 103.50	428,610,175 427,877,268	1.57
18	日本	第325回 利付国債(10年)	0.800	2022/9/20	国債証券	403,400,000	101.61 102.42	409,895,264 413,154,212	1.51
19	日本	第128回 利付国債(20年)	1.900	2031/6/20	国債証券	374,600,000	108.29 108.68	405,658,448 407,115,280	1.49
20	日本	第318回 利付国債(10年)	1.000	2021/9/20	国債証券	385,800,000	103.98 104.34	401,159,296 402,547,578	1.47
21	日本	第140回 利付国債(20年)	1.700	2032/9/20	国債証券	365,100,000	104.32 104.17	380,874,969 380,313,717	1.39
22	日本	第319回 利付国債(10年)	1.100	2021/12/20	国債証券	351,200,000	104.59 105.14	367,310,771 369,234,120	1.35
23	日本	第16回 利付国債(30年)	2.500	2034/9/20	国債証券	291,800,000	114.92 117.11	335,337,791 341,715,308	1.25

24	日本	第90回 利付国債(20年)	2.200	2026/9/20	国債証券	281,200,000	116.07 116.75	326,393,747 328,298,188	1.20
25	日本	第105回 利付国債(20年)	2.100	2028/9/20	国債証券	281,600,000	114.09 114.47	321,291,180 322,333,440	1.18
26	日本	第122回 利付国債(20年)	1.800	2030/9/20	国債証券	293,200,000	104.26 108.04	305,699,288 316,773,280	1.16
27	日本	第95回 利付国債(20年)	2.300	2027/6/20	国債証券	249,300,000	116.58 117.77	290,626,461 293,610,582	1.07
28	日本	第84回 利付国債(20年)	2.000	2025/12/20	国債証券	222,800,000	113.60 114.46	253,094,116 255,023,564	0.93
29	日本	第317回 利付国債(10年)	1.100	2021/9/20	国債証券	240,300,000	104.41 105.14	250,897,230 252,656,226	0.92
30	日本	第85回 利付国債(20年)	2.100	2026/3/20	国債証券	217,300,000	115.05 115.61	250,010,169 251,216,184	0.92
								投資比率：合計	76.19

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	96.51
合計		96.51

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

(平成25年10月31日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額(円)		投資比率(%)
						単価	金額	
1	イギリス	BARCLAYS PLC	株式	銀行	1,530,415	414 424	634,026,860 648,882,921	2.29
2	アメリカ	CME GROUP INC	株式	各種金融	78,400	6,227 7,383	488,226,101 578,852,641	2.05
3	アメリカ	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	ソフトウェア・サービス	24,400	15,378 20,078	375,222,889 489,910,720	1.73
4	アメリカ	LOWE'S COS INC	株式	小売	96,700	3,489 4,940	337,365,609 477,724,738	1.69
5	フランス	SANOFI	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	45,317	9,962 10,490	451,469,906 475,383,872	1.68
6	アメリカ	MONSANTO CO	株式	素材	45,300	9,099 10,437	412,183,912 472,802,193	1.67
7	アメリカ	FACEBOOK INC-A	株式	ソフトウェア・サービス	96,200	3,542 4,828	340,757,460 464,451,205	1.64
8	イギリス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	エネルギー	131,788	3,549 3,444	467,681,055 453,874,472	1.61
9	アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・タバコ	50,700	8,495 8,801	430,689,154 446,204,788	1.58
10	アメリカ	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	株式	保険	82,468	3,983 5,120	328,430,417 422,200,262	1.49
11	アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	株式	各種金融	297,000	1,110 1,396	329,784,114 414,578,350	1.47

12	アメリカ	GOOGLE INC-CL A	株式	ソフトウェア・サービス	4,062	71,617 101,507	290,906,613 412,320,111	1.46
13	アメリカ	MORGAN STANLEY	株式	各種金融	136,700	2,030 2,868	277,476,843 392,004,488	1.39
14	スペイン	INDITEX SA	株式	小売	23,566	14,255 16,165	335,927,998 380,938,852	1.35
15	スペイン	ANTENA 3 TELEVISION	株式	メディア	232,795	1,082 1,565	251,894,477 364,341,379	1.29
16	カナダ	CATAMARAN CORP	株式	ヘルスケア機器・サービス	74,100	4,894 4,899	362,665,650 363,008,660	1.28
17	オーストリア	ERSTE GROUP BANK AG	株式	銀行	99,672	3,279 3,590	326,845,251 357,829,038	1.27
18	アメリカ	DISH NETWORK CORP	株式	メディア	70,900	3,603 4,717	255,426,529 334,411,109	1.18
19	シンガポール	EZION HOLDINGS LTD	株式	エネルギー	1,882,000	139 177	261,187,606 332,279,521	1.18
20	オランダ	ING GROEP NV	株式	各種金融	260,884	939 1,256	244,931,682 327,736,174	1.16
21	アメリカ	CENTURYLINK INC	株式	電気通信サービス	99,100	3,415 3,303	338,427,765 327,331,294	1.16
22	アメリカ	RADIAN GROUP INC	株式	銀行	218,300	743 1,444	162,218,945 315,259,386	1.11
23	アメリカ	MARATHON OIL CORP	株式	エネルギー	88,900	3,136 3,523	278,781,716 313,169,595	1.11
24	イギリス	ASTRAZENECA PLC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	59,464	5,192 5,260	308,713,997 312,804,485	1.11
25	アメリカ	CELGENE CORP	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,600	8,074 14,907	166,328,904 307,074,584	1.09

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円）		投資比率（％）
						単価	金額	
26	カナダ	KODIAK OIL & GAS CORP	株式	エネルギー	238,100	823 1,288	196,023,545 306,559,869	1.08
27	アメリカ	CHARLES SCHWAB CORP	株式	各種金融	135,700	1,442 2,252	195,650,677 305,588,068	1.08
28	アメリカ	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	株式	保険	89,810	3,170 3,368	284,710,427 302,485,190	1.07
29	アメリカ	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	株式	保険	212,700	970 1,414	206,310,601 300,676,655	1.06
30	アメリカ	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	56,400	4,516 5,234	254,684,436 295,188,367	1.04
投資比率：合計								41.37

（注1）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注2）平成25年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注3）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
----	----	---------

株式	エネルギー	10.54
	各種金融	9.13
	ソフトウェア・サービス	8.96
	銀行	7.78
	素材	6.56
	耐久消費財・アパレル	5.98
	資本財	5.83
	小売	5.53
	保険	5.37
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.30
	ヘルスケア機器・サービス	4.35
	消費者サービス	3.32
	メディア	3.21
	半導体・半導体製造装置	2.73
	不動産	2.51
	食品・飲料・タバコ	2.42
	公益事業	2.16
	電気通信サービス	1.66
	商業・専門サービス	1.56
	自動車・自動車部品	0.79
食品・生活必需品小売り	0.79	
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.71	
小計	97.19	
投資証券	-	0.75
合計		97.94

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額（平成25年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

(注2) 業種はG I C S分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」

（平成25年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
1	ベルギー	BELGIUM KINGDOM	4.250	2022/9/28	国債証券	8,950,000	15,977 15,679	1,429,963,059 1,403,235,113	7.83
2	アメリカ	US TREASURY N/B	1.000	2019/8/31	国債証券	11,530,000	9,424 9,525	1,086,592,929 1,098,281,439	6.13
3	アメリカ	US TREASURY N/B	1.000	2016/8/31	国債証券	9,510,000	10,026 9,972	953,517,387 948,315,637	5.29
4	アメリカ	US TREASURY N/B	0.375	2015/6/15	国債証券	9,369,000	9,865 9,871	924,232,306 924,776,841	5.16
5	イギリス	UK TSY 1.75% 2022	1.750	2022/9/7	国債証券	5,820,000	15,663 15,007	911,561,904 873,425,324	4.88
6	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.500	2023/5/1	国債証券	5,060,000	13,383 14,098	677,197,169 713,350,674	3.98
7	アメリカ	US TREASURY N/B	2.000	2023/2/15	国債証券	7,270,000	9,381 9,472	682,027,986 688,638,214	3.85
8	アメリカ	US TREASURY N/B	1.625	2022/8/15	国債証券	7,300,000	9,876 9,266	720,920,808 676,421,476	3.78

9	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.750	2023/8/1	国債証券	4,550,000	13,932 14,477	633,887,462 658,685,091	3.68
10	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.100	2018/7/30	国債証券	3,690,000	13,951 14,467	514,778,101 533,836,968	2.98
11	メキシコ	MEX BONOS DESARR FIX RT	8.000	2015/12/17	国債証券	64,890,000	824 823	535,004,166 533,773,090	2.98
12	イギリス	UK TSY 3 1/4% 2044	3.250	2044/1/22	国債証券	2,830,000	14,795 15,256	418,689,659 431,756,874	2.41
13	アメリカ	US TREASURY N/B	2.750	2017/12/31	国債証券	3,640,000	10,820 10,537	393,842,389 383,562,004	2.14
14	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5.850	2022/1/31	国債証券	2,320,000	14,720 15,507	341,515,303 359,754,894	2.01
15	フランス	FRANCE (GOVT OF)	3.250	2021/10/25	国債証券	2,370,000	15,147 14,994	358,980,541 355,354,669	1.98
16	ポーランド	POLAND GOVERNMENT BOND	5.000	2016/4/25	国債証券	9,170,000	3,388 3,393	310,644,296 311,148,444	1.74
17	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.400	2023/10/31	国債証券	2,220,000	13,077 13,905	290,305,436 308,692,768	1.72
18	国際機関	EUROPEAN UNION	3.250	2018/4/4	特殊債券	2,010,000	15,272 14,950	306,975,015 300,501,250	1.68
19	カナダ	CANADIAN GOVERNMENT	2.750	2022/6/1	国債証券	2,970,000	10,267 9,728	304,916,682 288,915,044	1.61
20	アメリカ	US TREASURY N/B	2.750	2042/8/15	国債証券	3,340,000	8,161 8,259	272,575,323 275,863,089	1.54
21	イギリス	TSY 2 3/4% 2015	2.750	2015/1/22	国債証券	1,670,000	16,484 16,255	275,277,716 271,465,663	1.52
22	オーストリア	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2021/9/15	国債証券	1,740,000	15,663 15,358	272,541,753 267,224,749	1.49
23	オーストリア	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2015/7/15	国債証券	1,690,000	14,691 14,298	248,275,586 241,636,859	1.35
24	オーストラリア	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.500	2023/4/21	国債証券	1,940,000	10,750 10,548	208,547,896 204,632,527	1.14

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額 (円) 下段：評価額 (円)		投資比率 (%)
							単価	金額	
25	アイルランド	TREASURY 5% 2020	5.000	2020/10/18	国債証券	1,300,000	13,989 15,011	181,852,795 195,148,889	1.09
26	国際機関	EFSF	2.250	2022/9/5	特殊債券	1,360,000	13,944 13,816	189,633,390 187,891,220	1.05
27	アメリカ	US TREASURY N/B	2.750	2016/11/30	国債証券	1,740,000	10,691 10,479	186,016,453 182,334,622	1.02
28	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	3.750	2016/8/1	国債証券	1,250,000	13,893 14,191	173,666,390 177,382,933	0.99
29	イギリス	TSY 3 3/4% 2019	3.750	2019/9/7	国債証券	990,000	18,245 17,635	180,624,541 174,583,184	0.97
30	オランダ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	2.250	2016/8/24	特殊債券	1,121,000	14,356 14,143	160,933,059 158,544,766	0.89
								投資比率：合計	78.88

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成25年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
国債証券	-	82.89

特殊債券	-	6.67
社債券	-	5.50
合計		95.06

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額（平成25年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

（平成25年10月31日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2013年12月限）	買建	33	393,491,185	395,835,000	1.83

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

（平成25年10月31日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
国債先物 取引	東京証券 取引所	長期国債先物 （2013年12月限）	買建	6	860,305,750	870,420,000	3.18

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年10月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1期末	（平成14年3月20日）	分配付：	10,350,044	分配付：	10,350
		分配落：	10,350,044	分配落：	10,350
第2期末	（平成14年9月20日）	分配付：	46,975,476	分配付：	9,210
		分配落：	46,975,476	分配落：	9,210

第3期末	(平成15年3月20日)	分配付：313,999,686 分配落：313,999,686	分配付：8,873 分配落：8,873
第4期末	(平成15年9月22日)	分配付：346,417,461 分配落：346,417,461	分配付：9,748 分配落：9,748
第5期末	(平成16年3月22日)	分配付：354,848,297 分配落：354,848,297	分配付：10,107 分配落：10,107
第6期末	(平成16年9月21日)	分配付：366,034,754 分配落：366,034,754	分配付：10,137 分配落：10,137
第7期末	(平成17年3月22日)	分配付：381,515,973 分配落：381,515,973	分配付：10,480 分配落：10,480
第8期末	(平成17年9月20日)	分配付：409,008,283 分配落：409,008,283	分配付：11,140 分配落：11,140
第9期末	(平成18年3月20日)	分配付：441,308,468 分配落：441,308,468	分配付：12,312 分配落：12,312
第10期末	(平成18年9月20日)	分配付：468,218,480 分配落：468,218,480	分配付：12,119 分配落：12,119
第11期末	(平成19年3月20日)	分配付：514,934,547 分配落：514,934,547	分配付：12,780 分配落：12,780
第12期末	(平成19年9月20日)	分配付：548,987,708 分配落：548,987,708	分配付：12,702 分配落：12,702
第13期末	(平成20年3月21日)	分配付：473,348,432 分配落：473,348,432	分配付：10,769 分配落：10,769
第14期末	(平成20年9月22日)	分配付：486,614,230 分配落：486,614,230	分配付：10,590 分配落：10,590
第15期末	(平成21年3月23日)	分配付：377,995,817 分配落：377,995,817	分配付：8,152 分配落：8,152
第16期末	(平成21年9月24日)	分配付：414,915,163 分配落：414,915,163	分配付：9,269 分配落：9,269
第17期末	(平成22年3月23日)	分配付：423,144,417 分配落：423,144,417	分配付：9,327 分配落：9,327
第18期末	(平成22年9月21日)	分配付：419,602,211 分配落：419,602,211	分配付：8,907 分配落：8,907
第19期末	(平成23年3月22日)	分配付：435,154,538 分配落：435,154,538	分配付：9,034 分配落：9,034
第20期末	(平成23年9月20日)	分配付：417,148,183 分配落：417,148,183	分配付：8,297 分配落：8,297

		純資産総額(円)	1万口当たり純資産総額(円)
第21期末	(平成24年3月21日)	分配付：478,472,469 分配落：478,472,469	分配付：9,218 分配落：9,218
第22期末	(平成24年9月20日)	分配付：471,218,750 分配落：471,218,750	分配付：8,811 分配落：8,811
第23期末	(平成25年3月21日)	分配付：594,834,162 分配落：594,834,162	分配付：10,955 分配落：10,955
第24期末	(平成25年9月20日)	分配付：660,108,706 分配落：660,108,706	分配付：12,013 分配落：12,013
	平成24年10月末日	477,714,600	8,789
	11月末日	491,283,704	9,044
	12月末日	520,812,518	9,541
	平成25年1月末日	562,468,067	10,212
	2月末日	562,653,903	10,416

	3月末日	590,107,230	10,806
	4月末日	619,086,264	11,502
	5月末日	633,386,279	11,601
	6月末日	615,520,145	11,314
	7月末日	625,623,100	11,462
	8月末日	628,033,676	11,374
	9月末日	655,395,202	11,844
	平成25年10月31日	661,119,768	11,973

【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1期	(平成14年3月20日)	0円
第2期	(平成14年9月20日)	0円
第3期	(平成15年3月20日)	0円
第4期	(平成15年9月22日)	0円
第5期	(平成16年3月22日)	0円
第6期	(平成16年9月21日)	0円
第7期	(平成17年3月22日)	0円
第8期	(平成17年9月20日)	0円
第9期	(平成18年3月20日)	0円
第10期	(平成18年9月20日)	0円
第11期	(平成19年3月20日)	0円
第12期	(平成19年9月20日)	0円
第13期	(平成20年3月21日)	0円
第14期	(平成20年9月22日)	0円

		1万口当たり分配金
第15期	(平成21年3月23日)	0円
第16期	(平成21年9月24日)	0円
第17期	(平成22年3月23日)	0円
第18期	(平成22年9月21日)	0円
第19期	(平成23年3月22日)	0円
第20期	(平成23年9月20日)	0円
第21期	(平成24年3月21日)	0円
第22期	(平成24年9月20日)	0円
第23期	(平成25年3月21日)	0円
第24期	(平成25年9月20日)	0円

【収益率の推移】

		収益率
第1期	自平成13年11月30日 至平成14年3月20日	3.50%
第2期	自平成14年3月21日 至平成14年9月20日	11.01%
第3期	自平成14年9月21日 至平成15年3月20日	3.66%
第4期	自平成15年3月21日 至平成15年9月22日	9.86%

第5期	自平成15年9月23日 至平成16年3月22日	3.68%
第6期	自平成16年3月23日 至平成16年9月21日	0.30%
第7期	自平成16年9月22日 至平成17年3月22日	3.38%
第8期	自平成17年3月23日 至平成17年9月20日	6.30%
第9期	自平成17年9月21日 至平成18年3月20日	10.52%
第10期	自平成18年3月21日 至平成18年9月20日	1.57%
第11期	自平成18年9月21日 至平成19年3月20日	5.45%
第12期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	0.61%
第13期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	15.22%
第14期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	1.66%

		収益率
第15期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	23.02%
第16期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	13.70%
第17期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	0.63%
第18期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	4.50%
第19期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	1.43%
第20期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	8.16%
第21期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	11.10%
第22期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	4.42%
第23期	自平成24年9月21日 至平成25年3月21日	24.33%
第24期	自平成25年3月22日 至平成25年9月20日	9.66%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成13年11月30日 至平成14年3月20日	10,000,000	-	10,000,000
第2期	自平成14年3月21日 至平成14年9月20日	41,027,086	21,834	51,005,252

第3期	自平成14年9月21日 至平成15年3月20日	308,960,334	6,091,591	353,873,995
第4期	自平成15年3月21日 至平成15年9月22日	27,305,700	25,799,392	355,380,303
第5期	自平成15年9月23日 至平成16年3月22日	20,843,872	25,137,704	351,086,471
第6期	自平成16年3月23日 至平成16年9月21日	25,125,531	15,113,091	361,098,911
第7期	自平成16年9月22日 至平成17年3月22日	31,236,607	28,290,774	364,044,744
第8期	自平成17年3月23日 至平成17年9月20日	34,016,741	30,902,449	367,159,036

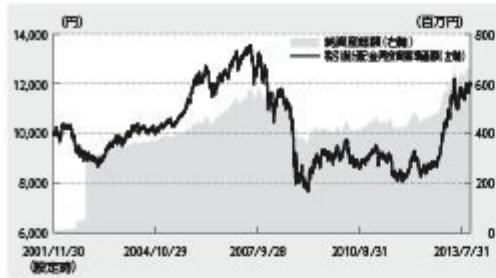
		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第9期	自平成17年9月21日 至平成18年3月20日	32,071,936	40,790,058	358,440,914
第10期	自平成18年3月21日 至平成18年9月20日	45,566,691	17,672,761	386,334,844
第11期	自平成18年9月21日 至平成19年3月20日	32,093,186	15,506,440	402,921,590
第12期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	80,863,942	51,594,790	432,190,742
第13期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	30,124,473	22,772,806	439,542,409
第14期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	54,103,635	34,148,906	459,497,138
第15期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	58,887,483	54,678,833	463,705,788
第16期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	32,881,333	48,940,728	447,646,393
第17期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	31,178,618	25,143,607	453,681,404
第18期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	31,950,447	14,541,885	471,089,966
第19期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	25,333,224	14,746,306	481,676,884
第20期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	29,025,580	7,931,333	502,771,131
第21期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	27,934,708	11,623,296	519,082,543
第22期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	30,094,617	14,345,986	534,831,174
第23期	自平成24年9月21日 至平成25年3月21日	35,238,781	27,090,812	542,979,143
第24期	自平成25年3月22日 至平成25年9月20日	37,680,188	31,153,427	549,505,904

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2013年10月末現在

● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(四半報除)控除後のものです。
 ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したもとして計算しております。

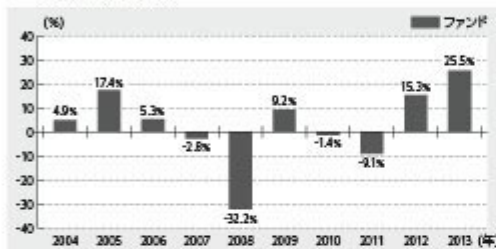
● 基準価額および純資産総額

基準価額	11,973円
純資産総額	661百万円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

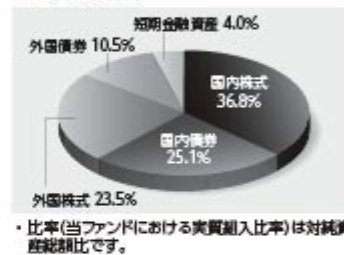
第20期	2011年9月	0円
第21期	2012年3月	0円
第22期	2012年9月	0円
第23期	2013年3月	0円
第24期	2013年9月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。
 ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したもとして計算しております。
 ・2013年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

● 資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

● 各マザーファンドの組入上位銘柄(各マザーファンドの比率は対純資産総額比です)

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

銘柄名	比率
1 トヨタ自動車	5.7%
2 三菱UFJフィナンシャルG	3.8%
3 本田技研	2.5%
4 東日本旅客鉄道	2.4%
5 三菱商事	2.1%

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

銘柄名	比率
1 第329回 利付国債(2年)	8.8%
2 第330回 利付国債(2年)	8.2%
3 第106回 利付国債(5年)	7.4%
4 第330回 利付国債(10年)	5.8%
5 第110回 利付国債(5年)	4.2%

3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

銘柄名	国・地域	比率
1 バークレイズ	イギリス	2.3%
2 CMEグループ	アメリカ	2.1%
3 ピザ	アメリカ	1.7%
4 ロウズ・カンパニーズ	アメリカ	1.7%
5 サノフィ	フランス	1.7%

・国・地域は法人登録国です。

4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

銘柄名	通貨	比率
1 ベルギー国債	ユーロ	7.8%
2 アメリカ国債	米ドル	6.1%
3 アメリカ国債	米ドル	5.3%
4 アメリカ国債	米ドル	5.2%
5 イギリス国債	イギリスポンド	4.9%

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

申込単位

1円以上1円単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受け付けを中止することがあります。

換金単位

1口単位とします。

換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等（新株予約権付社債は、証券取引所における計算日の最終相場）で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

（4）【計算期間】

毎年3月21日から9月20日まで、9月21日から翌年3月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（5）【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「 繰上償還 3. 」または「 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとしします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（平成25年3月22日から平成25年9月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

DCニッセイバランスアクティブ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (平成25年3月21日現在)	第24期 (平成25年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,976,317	10,758,526
親投資信託受益証券	579,479,189	632,736,687
未収入金	-	21,020,000
流動資産合計	598,455,506	664,515,213
資産合計		
598,455,506		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,106
未払受託者報酬	270,214	328,732
未払委託者報酬	3,243,122	3,945,243
その他未払費用	108,008	131,426
流動負債合計	3,621,344	4,406,507
負債合計		
3,621,344		
純資産の部		
元本等		
元本	542,979,143	549,505,904
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	51,855,019	110,602,802
純資産合計	594,834,162	660,108,706
負債純資産合計	598,455,506	664,515,213

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 （自平成24年9月21日 至平成25年3月21日）	第24期 （自平成25年3月22日 至平成25年9月20日）
営業収益		
受取利息	4,967	6,265
有価証券売買等損益	120,423,976	61,857,498
営業収益合計	120,428,943	61,863,763
営業費用		
受託者報酬	270,214	328,732
委託者報酬	3,243,122	3,945,243
その他費用	108,008	131,426
営業費用合計	3,621,344	4,405,401
営業利益又は営業損失（ ）	116,807,599	57,458,362
経常利益又は経常損失（ ）	116,807,599	57,458,362
当期純利益又は当期純損失（ ）	116,807,599	57,458,362
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,466,298	1,300,015
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	63,612,424	51,855,019
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,189,259	5,606,429
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,189,259	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,606,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,063,117	3,016,993
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,016,993
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,063,117	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,855,019	110,602,802

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、平成25年3月22日から平成25年9月20日までとなっております。

(表示方法の変更に関する注記)

<p>損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示しておりましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当計算期間から純額表示へと変更しております。</p> <p>変更の結果、前計算期間の「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」が260,135円減少し、「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」が260,135円増加しておりますが、損益及び剰余金計算書のその他の項目への影響はありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (平成25年3月21日現在)	第24期 (平成25年9月20日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総口数	542,979,143口	549,505,904口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0955円 (10,955円)	1.2013円 (12,013円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)	第24期 (自平成25年3月22日 至平成25年9月20日)
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために規定する額	363,078円	447,279円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,952円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,694,495円)、収益調整金(155,854,254円)及び分配準備積立金(51,532,876円)より分配対象収益は211,086,577円(1口当たり0.388756円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,807円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(56,152,540円)、収益調整金(161,466,272円)及び分配準備積立金(52,157,498円)より分配対象収益は269,782,117円(1口当たり0.490954円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
3. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ剰余金増加額と剰余金減少額との純額を表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)	第24期 (自平成25年3月22日 至平成25年9月20日)
----	--------------------------------------	--------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 (平成25年3月21日現在)	第24期 (平成25年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 (平成25年3月21日現在)	第24期 (平成25年9月20日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	113,368,685	57,295,758
合計	113,368,685	57,295,758

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第23期 （平成25年3月21日現在）	第24期 （平成25年9月20日現在）
期首元本額	534,831,174円	542,979,143円
期中追加設定元本額	35,238,781円	37,680,188円
期中一部解約元本額	27,090,812円	31,153,427円

（４）【附属明細表】（平成25年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 （口）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式マザーファンド	336,587,394	244,093,178	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	127,716,634	164,205,276	
	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド	108,364,564	152,588,142	
	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド	31,671,556	71,850,091	
親投資信託受益証券 合計		604,340,148	632,736,687	
合計		604,340,148	632,736,687	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイバランスアクティブ）は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ国内株式マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	942,589,743	299,192,608
株式	22,627,034,400	22,474,347,200
派生商品評価勘定	16,306,290	8,399,045
未収入金	122,902,016	33,137,111
未収配当金	26,297,000	4,724,300
差入委託証拠金	23,400,000	10,545,000
流動資産合計	23,758,529,449	22,830,345,264
資産合計	23,758,529,449	22,830,345,264
負債の部		
流動負債		
前受金	6,240,000	8,702,000
未払金	123,481,530	33,220,790
未払解約金	97,126,767	57,941,996
流動負債合計	226,848,297	99,864,786
負債合計	226,848,297	99,864,786
純資産の部		
元本等		
元本	38,013,813,044	31,345,100,778
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	14,482,131,892	8,614,620,300
純資産合計	23,531,681,152	22,730,480,478
負債純資産合計	23,758,529,449	22,830,345,264

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
1. 計算日における受益権総口数	38,013,813,044口	31,345,100,778口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,482,131,892円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,614,620,300円であります。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6190円 (6,190円)	0.7252円 (7,252円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日)	(自 平成25年3月22日 至 平成25年9月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年3月21日現在	平成25年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	4,350,700,848	5,563,863,503
合計	4,350,700,848	5,563,863,503

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

株式関連

種類	(平成25年3月21日 現在)				(平成25年9月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 買 建	805,350,000	-	821,730,000	16,380,000	221,578,000	-	229,995,000	8,417,000
合計	805,350,000	-	821,730,000	16,380,000	221,578,000	-	229,995,000	8,417,000

(注) 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	47,137,280,829円	38,013,813,044円
同計算期間中の追加設定元本額	1,754,826,959円	4,596,878,365円
同計算期間中の一部解約元本額	10,878,294,744円	11,265,590,631円
同計算期間末日の元本額	38,013,813,044円	31,345,100,778円
上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (債券重視型)	1,117,399,363円	814,099,826円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型)	893,125,484円	651,670,700円

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (株式重視型)	593,478,864円	456,030,621円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型)VA(適格機関投資家専用)	301,865,502円	243,325,105円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重 視型)SA(適格機関投資家限定)	6,039,912,372円	4,053,215,096円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準 型)SA(適格機関投資家限定)	12,043,549,035円	9,496,918,581円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重 視型)SA(適格機関投資家限定)	1,080,105,949円	999,546,559円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債 券重視型)	1,233,406,006円	1,143,296,455円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)	4,719,504,107円	4,503,152,669円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株 式重視型)	3,419,859,691円	3,359,235,327円
DCニッセイ国内株式アクティブ	637,124,889円	630,803,339円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長 型)SA(適格機関投資家限定)	5,554,667,175円	4,657,219,106円
DCニッセイバランスアクティブ	379,814,607円	336,587,394円
計	38,013,813,044円	31,345,100,778円

附属明細表(平成25年9月20日現在)

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ショーボンドHD	10,800	4,525	48,870,000	
大成建設	171,000	488	83,448,000	
NIPPPO	77,000	1,761	135,597,000	
大和ハウス	92,000	1,884	173,328,000	
大気社	61,700	2,345	144,686,500	
日本M&Aセンター	27,000	7,000	189,000,000	
カルビー	3,100	10,970	34,007,000	
カカクコム	182,000	2,157	392,574,000	
エムスリー	755	258,400	195,092,000	
キリンHD	149,000	1,422	211,878,000	
サントリー食品インター	60,500	3,370	203,885,000	
パル	20,700	2,540	52,578,000	
日本たばこ産業	97,100	3,605	350,045,500	
セブン&アイ・HLDG S	27,900	3,640	101,556,000	
T S Iホールディングス	240,500	672	161,616,000	
ブロードリーフ	228,800	2,017	461,489,600	
協和発酵キリン	107,000	1,018	108,926,000	
三菱瓦斯化学	322,000	903	290,766,000	
三井化学	440,000	293	128,920,000	
J S R	122,500	1,817	222,582,500	
ダイセル	205,000	890	182,450,000	
日立化成	90,000	1,678	151,020,000	
アステラス製薬	47,100	5,150	242,565,000	
日本新薬	30,000	1,792	53,760,000	
中外製薬	81,800	2,077	169,898,600	
小野薬品	23,700	6,190	146,703,000	
大塚ホールディングス	51,100	2,867	146,503,700	
ペプチドリーム	3,300	9,180	30,294,000	
D I C	475,000	274	130,150,000	
ポーラ・オルビスHD	26,800	3,570	95,676,000	

J Xホールディングス	485,600	538	261,252,800
住友ゴム	91,900	1,545	141,985,500
新日鐵住金	570,000	349	198,930,000
神戸製鋼所	421,000	179	75,359,000
共英製鋼	34,400	1,873	64,431,200
住友鋁山	165,000	1,430	235,950,000
リンナイ	15,100	7,350	110,985,000
アマダ	238,000	898	213,724,000
S M C	6,600	24,050	158,730,000
小松製作所	80,900	2,572	208,074,800
住友重機械	320,000	487	155,840,000
椿本チエイン	180,000	697	125,460,000
不二越	417,000	547	228,099,000
T H K	65,800	2,304	151,603,200
日立	489,000	663	324,207,000
オムロン	89,300	3,705	330,856,500
ソニー	127,800	2,132	272,469,600
堀場製作所	29,100	3,740	108,834,000
カシオ	260,100	911	236,951,100
ファナック	18,000	16,890	304,020,000
村田製作所	21,400	7,300	156,220,000
三菱重工業	206,000	606	124,836,000
F P G	97,300	1,216	118,316,800
日産自動車	233,800	1,015	237,307,000
トヨタ自動車	198,900	6,480	1,288,872,000
ケーヒン	71,600	1,654	118,426,400
マツダ	688,000	438	301,344,000
本田技研	140,600	3,880	545,528,000
スズキ	30,400	2,359	71,713,600
富士重工業	58,000	2,651	153,758,000
スター精密	39,600	962	38,095,200
東京精密	105,000	1,842	193,410,000
トプコン	260,700	1,488	387,921,600
大日本スクリーン	193,000	554	106,922,000
朝日インテック	17,600	6,200	109,120,000
キヤノン	80,400	3,220	258,888,000
リコー	200,000	1,181	236,200,000
エイベックス・グループHD	41,500	2,997	124,375,500
伊藤忠	199,500	1,273	253,963,500
丸紅	327,000	791	258,657,000
ファミリーマート	25,300	4,230	107,019,000
日立ハイテクノロジーズ	45,500	2,213	100,691,500
三菱商事	223,500	2,048	457,728,000
A O K Iホールディングス	13,800	3,440	47,472,000
青山商事	41,100	2,701	111,011,100
イオン	77,000	1,382	106,414,000
三菱UFJフィナンシャルG	1,364,400	654	892,317,600
三井住友トラストHD	263,000	495	130,185,000
三井住友フィナンシャルG	59,500	4,965	295,417,500
ふくおかフィナンシャルG	311,000	451	140,261,000
スルガ銀行	146,000	1,671	243,966,000
みずほフィナンシャルG	2,499,900	223	557,477,700
オリックス	182,400	1,657	302,236,800
野村ホールディングス	362,700	794	287,983,800
N K S Jホールディングス	65,200	2,600	169,520,000
東京海上HD	78,500	3,310	259,835,000

T & Dホールディングス	126,400	1,292	163,308,800
三菱地所	148,000	3,000	444,000,000
住友不動産	81,000	4,810	389,610,000
タカラレーベン	279,000	359	100,161,000
東京急行	419,000	730	305,870,000
東日本旅客鉄道	63,800	8,610	549,318,000
ヤマトホールディングス	69,100	2,232	154,231,200
商船三井	371,000	456	169,176,000
日本航空	26,600	5,890	156,674,000
日本電信電話	55,300	5,250	290,325,000
光通信	45,100	6,050	272,855,000
N T T ドコモ	2,086	161,800	337,514,800
大阪瓦斯	600,000	426	255,600,000
N T T データ	561	364,000	204,204,000
ヤマダ電機	27,790	3,030	84,203,700
ファーストリテイリング	3,500	36,750	128,625,000
ソフトバンク	34,700	6,560	227,632,000
合計	18,901,792		22,474,347,200

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,020,575,188	1,023,147,187
国債証券	28,822,717,329	26,550,546,268
派生商品評価勘定	4,184,250	2,854,250
未収入金	3,180,249,418	3,496,613,036
未収利息	17,431,337	9,487,008
前払費用	23,429,711	23,261,154
差入委託証拠金	2,340,000	4,680,000

流動資産合計	33,070,927,233	31,110,588,903
資産合計	33,070,927,233	31,110,588,903
負債の部		
流動負債		
前受金	3,180,000	3,890,000
未払金	3,073,944,197	3,500,484,767
未払解約金	178,278,070	106,072,925
流動負債合計	3,255,402,267	3,610,447,692
負債合計	3,255,402,267	3,610,447,692
純資産の部		
元本等		
元本	23,148,173,301	21,389,364,203
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,667,351,665	6,110,777,008
純資産合計	29,815,524,966	27,500,141,211
負債純資産合計	33,070,927,233	31,110,588,903

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
1. 計算日における受益権総口数	23,148,173,301口	21,389,364,203口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2880円 (12,880円)	1.2857円 (12,857円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日）	（自 平成25年3月22日 至 平成25年9月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年3月21日現在	平成25年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	287,966,170	143,206,261

合計		287,966,170	143,206,261
----	--	-------------	-------------

（デリバティブ取引等に関する注記）

デリバティブ取引

債券関連

種類	（平成25年3月21日 現在）				（平成25年9月20日 現在）			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 先物取引 買 建	869,220,000	-	873,420,000	4,200,000	860,290,000	-	863,160,000	2,870,000
合計	869,220,000	-	873,420,000	4,200,000	860,290,000	-	863,160,000	2,870,000

（注） 時価の算定方法

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
同計算期間の期首元本額	23,778,274,738円	23,148,173,301円
同計算期間中の追加設定元本額	3,635,244,088円	4,204,861,181円
同計算期間中の一部解約元本額	4,265,345,525円	5,963,670,279円
同計算期間末日の元本額	23,148,173,301円	21,389,364,203円
上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン （債券重視型）	1,376,365,663円	1,187,836,683円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン （標準型）	466,569,587円	403,495,769円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン （株式重視型）	99,631,717円	90,765,859円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン （標準型）VA（適格機関投資家専用）	157,758,665円	150,746,666円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視 型）SA（適格機関投資家限定）	7,523,835,777円	5,914,159,912円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型） SA（適格機関投資家限定）	6,370,644,988円	5,881,354,894円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視 型）SA（適格機関投資家限定）	183,745,445円	199,038,173円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券 重視型）	1,519,808,100円	1,669,222,418円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標 準型）	2,467,601,272円	2,789,446,932円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式 重視型）	574,856,355円	669,005,444円
DCニッセイ国内債券アクティブ	844,777,365円	883,730,408円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（成長型） SA（適格機関投資家限定）	1,361,972,339円	1,336,397,673円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）	62,868,073円	60,521,790円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）	26,531,997円	25,924,948円

DCニッセイバランスアクティブ	111,205,958円	127,716,634円
計	23,148,173,301円	21,389,364,203円

附属明細表(平成25年9月20日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
国債証券	第311回 利付国債(2年)	37,200,000	37,210,334	
	第314回 利付国債(2年)	14,600,000	14,600,000	
	第317回 利付国債(2年)	141,700,000	141,702,440	
	第320回 利付国債(2年)	311,000,000	311,000,000	
	第325回 利付国債(2年)	61,300,000	61,303,678	
	第328回 利付国債(2年)	350,900,000	350,928,072	
	第329回 利付国債(2年)	1,192,700,000	1,194,739,517	
	第330回 利付国債(2年)	1,646,500,000	1,649,447,235	
	第331回 利付国債(2年)	185,500,000	185,500,000	
	第102回 利付国債(5年)	104,100,000	104,619,459	
	第103回 利付国債(5年)	1,025,900,000	1,030,865,356	
	第106回 利付国債(5年)	1,854,000,000	1,854,352,260	
	第110回 利付国債(5年)	788,700,000	791,318,484	
	第112回 利付国債(5年)	181,000,000	182,353,880	
	第1回 利付国債(40年)	56,300,000	65,579,929	
	第2回 利付国債(40年)	41,800,000	46,528,416	
	第3回 利付国債(40年)	23,500,000	26,145,630	
	第4回 利付国債(40年)	30,100,000	33,468,792	
	第5回 利付国債(40年)	158,400,000	167,121,504	
	第274回 利付国債(10年)	665,000,000	685,761,300	
	第299回 利付国債(10年)	1,416,200,000	1,495,804,602	
	第300回 利付国債(10年)	81,700,000	87,175,534	
	第305回 利付国債(10年)	215,700,000	228,551,406	
	第306回 利付国債(10年)	162,600,000	173,365,746	
	第308回 利付国債(10年)	643,600,000	682,254,616	
	第309回 利付国債(10年)	519,600,000	543,802,968	
	第311回 利付国債(10年)	305,000,000	312,865,950	
	第312回 利付国債(10年)	733,400,000	771,133,430	
	第317回 利付国債(10年)	53,100,000	55,333,917	
	第318回 利付国債(10年)	1,852,500,000	1,916,263,050	
	第319回 利付国債(10年)	167,900,000	174,899,751	
	第320回 利付国債(10年)	116,500,000	120,392,265	
	第325回 利付国債(10年)	523,200,000	530,760,240	
	第328回 利付国債(10年)	15,000,000	14,906,250	
	第329回 利付国債(10年)	906,500,000	916,426,175	
	第7回 利付国債(30年)	20,800,000	23,395,216	
	第10回 利付国債(30年)	81,000,000	74,376,630	
	第13回 利付国債(30年)	180,600,000	192,673,110	
	第14回 利付国債(30年)	9,300,000	10,561,731	
	第16回 利付国債(30年)	291,800,000	336,763,462	
	第23回 利付国債(30年)	32,500,000	37,658,400	
	第25回 利付国債(30年)	43,200,000	48,403,872	
	第26回 利付国債(30年)	134,600,000	153,503,224	
	第27回 利付国債(30年)	80,200,000	93,195,608	

第28回	利付国債(30年)	67,500,000	78,531,525
第29回	利付国債(30年)	113,500,000	129,823,570
第30回	利付国債(30年)	214,600,000	241,354,182
第34回	利付国債(30年)	137,500,000	152,086,000
第35回	利付国債(30年)	426,800,000	452,796,388
第36回	利付国債(30年)	263,100,000	279,049,122
第37回	利付国債(30年)	1,900,000	1,971,858
第39回	利付国債(30年)	362,000,000	374,818,420
第72回	利付国債(20年)	17,100,000	19,512,297
第78回	利付国債(20年)	109,600,000	122,861,600
第81回	利付国債(20年)	195,600,000	221,272,500
第84回	利付国債(20年)	95,600,000	108,143,676
第85回	利付国債(20年)	145,000,000	165,640,750
第87回	利付国債(20年)	74,600,000	86,110,034
第88回	利付国債(20年)	4,000,000	4,661,080
第90回	利付国債(20年)	88,500,000	101,995,365
第92回	利付国債(20年)	190,200,000	216,679,644
第93回	利付国債(20年)	131,000,000	147,439,190
第96回	利付国債(20年)	31,100,000	35,359,145
第97回	利付国債(20年)	153,700,000	176,438,378
第98回	利付国債(20年)	4,900,000	5,561,353
第99回	利付国債(20年)	25,000,000	28,338,500
第100回	利付国債(20年)	600,000	687,168
第104回	利付国債(20年)	118,400,000	133,835,808
第105回	利付国債(20年)	389,400,000	439,496,310
第110回	利付国債(20年)	173,700,000	195,129,369
第113回	利付国債(20年)	55,000,000	61,474,600
第114回	利付国債(20年)	436,400,000	486,463,808
第116回	利付国債(20年)	86,200,000	97,125,850
第117回	利付国債(20年)	9,700,000	10,782,520
第121回	利付国債(20年)	488,300,000	525,405,917
第122回	利付国債(20年)	293,200,000	311,000,172
第123回	利付国債(20年)	116,600,000	128,736,894
第128回	利付国債(20年)	371,300,000	396,266,212
第130回	利付国債(20年)	173,500,000	182,032,730
第134回	利付国債(20年)	800,000	835,328
第135回	利付国債(20年)	344,500,000	354,211,455
第139回	利付国債(20年)	179,600,000	181,297,220
第140回	利付国債(20年)	169,100,000	173,073,850
第143回	利付国債(20年)	274,200,000	274,811,466
第145回	利付国債(20年)	1,491,500,000	1,518,421,575
国債証券 合計		25,481,500,000	26,550,546,268
合計		25,481,500,000	26,550,546,268

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	308,496,200	464,214,371
コール・ローン	235,904,555	115,265,677
株式	27,204,392,844	27,736,121,459
投資証券	182,996,380	199,975,860
派生商品評価勘定	155,109,491	115,294,218
未収入金	-	342,528,173
未収配当金	32,276,361	34,994,473
流動資産合計	28,119,175,831	29,008,394,231
資産合計	28,119,175,831	29,008,394,231
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	205,166,882	63,769,181
未払金	-	206,732,760
未払解約金	83,325,788	50,285,183
流動負債合計	288,492,670	320,787,124
負債合計	288,492,670	320,787,124
純資産の部		
元本等		
元本	23,283,558,989	20,373,527,667
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,547,124,172	8,314,079,440
純資産合計	27,830,683,161	28,687,607,107
負債純資産合計	28,119,175,831	29,008,394,231

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
1. 計算日における受益権総口数	23,283,558,989口	20,373,527,667口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1953円 (11,953円)	1.4081円 (14,081円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	（自平成24年9月21日 至平成25年3月21日）	（自平成25年3月22日 至平成25年9月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
----	----------------	----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年3月21日現在	平成25年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	3,088,574,409	4,594,480,147
投資証券	45,415,555	74,815,783
合計	3,133,989,964	4,669,295,930

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	(平成25年3月21日 現在)				(平成25年9月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	5,827,727,856	-	6,030,006,128	202,278,272	5,755,975,902	-	5,813,303,648	57,327,746
アメリカ・ドル	4,358,828,991	-	4,519,401,509	160,572,518	3,801,763,964	-	3,803,808,123	2,044,159
イギリス・ポンド	1,412,004,846	-	1,451,209,764	39,204,918	1,552,878,997	-	1,596,025,742	43,146,745
シンガポール・ドル	-	-	-	-	168,061,125	-	174,520,527	6,459,402
ユーロ	-	-	-	-	233,271,816	-	238,949,256	5,677,440
香港・ドル	56,894,019	-	59,394,855	2,500,836	-	-	-	-
買 建	5,827,727,856	-	5,979,948,737	152,220,881	5,755,975,902	-	5,864,828,685	108,852,783
アメリカ・ドル	1,468,898,865	-	1,502,688,311	33,789,446	1,954,211,938	-	1,954,112,872	99,066
イスラエル・シェケル	76,523,657	-	80,328,192	3,804,535	84,095,225	-	87,731,712	3,636,487
オーストラリア・ドル	795,981,098	-	828,608,850	32,627,752	835,907,613	-	864,574,860	28,667,247
カナダ・ドル	1,337,250,155	-	1,363,416,810	26,166,655	1,238,636,610	-	1,271,877,192	33,240,582
シンガポール・ドル	55,882,609	-	57,870,024	1,987,415	-	-	-	-
スイス・フラン	871,303,924	-	897,907,248	26,603,324	1,140,004,296	-	1,168,655,072	28,650,776

スウェーデン・クローナ	232,930,051	-	239,882,356	6,952,305	108,463,697	-	112,944,659	4,480,962
デンマーク・クローネ	109,097,731	-	112,320,900	3,223,169	118,852,076	-	121,900,220	3,048,144
ノルウェー・クローネ	108,806,519	-	110,938,796	2,132,277	110,981,861	-	115,487,694	4,505,833
ユーロ	547,481,792	-	555,106,470	7,624,678	-	-	-	-
香港・ドル	223,571,455	-	230,880,780	7,309,325	164,822,586	-	167,544,404	2,721,818
合計	11,655,455,712	-	12,009,954,865	50,057,391	11,511,951,804	-	11,678,132,333	51,525,037

(注) 時価の算定方法

1. 国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	26,796,132,351円	23,283,558,989円
同計算期間中の追加設定元本額	1,972,012,429円	2,595,210,173円
同計算期間中の一部解約元本額	5,484,585,791円	5,505,241,495円
同計算期間末日の元本額	23,283,558,989円	20,373,527,667円
上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	290,009,075円	207,069,497円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	309,107,595円	220,995,589円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	231,175,701円	174,004,399円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適格機関投資家専用)	104,469,770円	82,536,286円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	1,570,054,950円	1,030,770,341円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	4,173,019,584円	3,220,621,643円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	420,962,883円	381,479,455円
DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式	9,859,312,218円	9,505,242,077円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	320,137,024円	290,908,487円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)	1,633,301,301円	1,527,628,007円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	1,331,569,110円	1,282,099,095円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	2,184,347,724円	1,792,870,640円
ニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式SA(適格機関投資家限定)	113,206,542円	87,865,330円
ニッセイ/パトナム・バランスアップオープン	629,044,492円	461,072,257円
DCニッセイバランスアクティブ	113,841,020円	108,364,564円
計	23,283,558,989円	20,373,527,667円

附属明細表（平成25年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AETNA INC	38,200	64.84	2,476,888.00	
	AIRGAS INC	20,400	106.98	2,182,392.00	
	ALCATEL-LUCENT-SPONSORED ADR	613,600	3.43	2,104,648.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	70,968	49.86	3,538,464.48	
	ASSURED GUARANTY LTD	105,800	19.85	2,100,130.00	
	BANK OF AMERICA CORP	423,700	14.61	6,190,257.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	56,400	47.53	2,680,692.00	
	BRUNSWICK CORP	60,925	39.78	2,423,596.50	
	CABOT OIL & GAS CORP	60,600	38.07	2,307,042.00	
	CAPITAL SENIOR LIVING CORP	105,100	22	2,312,200.00	
	CATAMARAN CORP	74,100	52.04	3,856,164.00	
	CBRE GROUP INC	66,100	23.99	1,585,739.00	
	CBS CORP-CL B	36,200	56.57	2,047,834.00	
	CELGENE CORP	20,600	148.52	3,059,512.00	
	CENTURYLINK INC	68,800	32.71	2,250,448.00	
	CHARLES SCHWAB CORP	135,700	21.04	2,855,128.00	
	CME GROUP INC	78,400	73.86	5,790,624.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	38,300	52.74	2,019,942.00	
	DISH NETWORK CORP	73,900	47.81	3,533,159.00	
	EBAY INC	34,100	54.45	1,856,745.00	
	EMERITUS CORP	83,901	19.52	1,637,747.52	
	ENERGY TRANSFER EQUITY LP	22,700	64.29	1,459,383.00	
	EXCO RESOURCES INC	248,700	7.08	1,760,796.00	
	FACEBOOK INC-A	96,200	45.98	4,423,276.00	
	FORESTAR REAL ESTATE GROUP	103,500	21.98	2,274,930.00	
	FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	60,000	42.15	2,529,000.00	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	192,100	12.21	2,345,541.00	
	GOOGLE INC-CL A	4,062	898.39	3,649,260.18	
	HALLIBURTON CO	57,600	49.54	2,853,504.00	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	54,010	31.14	1,681,871.40	
	HD SUPPLY HOLDINGS INC	119,100	23.34	2,779,794.00	
	HOME DEPOT INC	29,070	78.51	2,282,285.70	
	HOMEAWAY INC	49,900	31.81	1,587,319.00	
	HOVNANIAN ENTERPRISES-A	269,600	5.46	1,472,016.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	118,700	52.75	6,261,425.00	
	KODIAK OIL & GAS CORP	270,200	11.23	3,034,346.00	
	LOWE'S COS INC	96,700	48.98	4,736,366.00	
	MARATHON OIL CORP	88,900	36.42	3,237,738.00	
	MASCO CORP	109,500	22.23	2,434,185.00	
	MEADWESTVACO CORP	84,300	38.79	3,269,997.00	
	MICRON TECHNOLOGY INC	187,100	17.16	3,210,823.10	
MONSANTO CO	57,300	106.87	6,123,651.00		
MORGAN STANLEY	136,700	28.6	3,909,620.00		
NOBLE ENERGY INC	40,800	67.44	2,751,552.00		
NORTHROP GRUMMAN CORP	18,100	98.05	1,774,705.00		
NRG ENERGY INC	65,900	27.8	1,832,020.00		
OFFICE DEPOT INC	440,500	4.32	1,902,960.00		

	OWENS CORNING	50,200	40.7	2,043,140.00	
	PENN NATIONAL GAMING INC	33,700	57.05	1,922,585.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	50,700	90.54	4,590,378.00	
	PULTE GROUP INC	115,900	17.62	2,042,158.00	
	RADIAN GROUP INC	218,300	14.02	3,060,566.00	
	REGIONS FINANCIAL CORP	263,700	9.21	2,428,677.00	
	SEALED AIR CORP	91,300	29.83	2,723,479.00	
	SEARS HOMETOWN AND OUTLET ST	34,000	31.93	1,085,620.00	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	11,100	181.58	2,015,538.00	
	STANDARD PACIFIC CORP	297,546	8.19	2,436,901.74	
	TAYLOR MORRISON HOME CORP-A	77,242	23.83	1,840,676.86	
	TESLA MOTORS INC	14,300	177.92	2,544,256.00	
	TILE SHOP HLDGS INC	54,315	28.12	1,527,337.80	
	TRONOX LTD	94,500	24.61	2,325,645.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	36,200	70.84	2,564,408.00	
	VIROPHARMA INC	29,500	39.96	1,178,820.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	24,400	194.71	4,750,924.00	
	WW GRAINGER INC	8,700	273.51	2,379,537.00	
	YAHOO! INC	82,100	31.03	2,547,563.00	
	ZIONS BANCORPORATION	73,800	27.96	2,063,448.00	
アメリカ・ドル	小計	6,948,539		182,459,375.28 (18,162,006,216)	
イギリス・ポンド	ADMIRAL GROUP PLC	88,972	12.18	1,083,678.96	
	ASTRAZENECA PLC	59,464	32.4	1,926,930.92	
	BARCLAYS PLC	875,372	2.78	2,436,160.27	
	BARCLAYS PLC-NIL PD	218,843	0.93	203,523.99	
	BG GROUP PLC	141,678	12.04	1,706,511.51	
	BRITVIC PLC	242,631	5.88	1,427,883.43	
	CAIRN ENERGY PLC	313,150	2.67	836,736.80	
	COMPASS GROUP PLC	148,985	8.48	1,264,137.72	
	EXPERIAN PLC	87,966	12.45	1,095,176.70	
	FIDESSA GROUP PLC	51,607	21	1,083,747.00	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	746,433	0.76	571,767.67	
	PERSIMMON PLC	112,809	11.11	1,253,307.99	
	PRUDENTIAL PLC	135,485	12.02	1,628,529.70	
	REGUS PLC	817,415	1.8	1,477,886.32	
	TAYLOR WIMPEY PLC	1,285,373	1.02	1,320,078.07	
	TELECITY GROUP PLC	171,346	8.15	1,396,469.90	
	THOMAS COOK GROUP PLC	1,181,206	1.55	1,836,775.33	
	TUI TRAVEL PLC	436,035	3.61	1,576,266.52	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	201,800	7.07	1,427,735.00	
イギリス・ポンド	小計	7,316,570		25,553,303.80 (4,078,562,820)	
オーストラリア・ドル	ORIGIN ENERGY LIMITED	149,066	14.07	2,097,358.62	
オーストラリア・ドル	小計	149,066		2,097,358.62 (197,340,473)	
シンガポール・ドル	EZION HOLDINGS LTD	1,882,000	2.40	4,516,800.00	
シンガポール・ドル	小計	1,882,000		4,516,800.00 (360,621,312)	
スウェーデン・クローナ	VOLVO AB	202,750	102.70	20,822,425.00	
スウェーデン・クローナ	小計	202,750		20,822,425.00 (327,120,296)	

ユーロ	ANTENA 3 TELEVISION	193,834	8.37	1,622,390.58	
	BANCO POPULAR ESPANOL	476,306	4.43	2,114,322.33	
	ERSTE GROUP BANK AG	69,841	24.16	1,687,358.56	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENSE AND SPACE CO	38,566	47.25	1,822,243.50	
	GEMALTO	19,977	82.51	1,648,302.27	
	HEIDELBERGCEMENT AG	32,407	58.9	1,908,772.30	
	INDITEX SA	23,566	113.35	2,671,206.10	
	ING GROEP NV	273,307	8.75	2,392,256.17	
	LUXOTTICA GROUP SPA	40,817	40.52	1,653,904.84	
	REXEL SA	53,441	18.83	1,006,294.03	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	129,804	24.51	3,181,496.04	
	SANOFI	45,317	74.99	3,398,321.83	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	24,558	65.59	1,610,759.22	
	SOCIETE GENERALE	31,879	38.23	1,218,734.17	
	SOLVAY SA	12,556	113.05	1,419,455.80	
	UNICREDIT SPA	374,088	4.94	1,847,994.72	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	115,085	13.09	1,507,038.07		
ユーロ 小計		1,955,349		32,710,850.53 (4,407,132,892)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	772,500	20.50	15,836,250.00	
香港・ドル 小計		772,500		15,836,250.00 (203,337,450)	
合計		19,226,774		27,736,121,459 (27,736,121,459)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	BLACKSTONE GROUP LP/THE	82,000.00	2,009,000.00	
	アメリカ・ドル 小計		82,000.00	2,009,000.00 (199,975,860)	
投資証券 合計			82,000	199,975,860 (199,975,860)	
合計				199,975,860 (199,975,860)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	株式 組入時価比率	投資証券 組入時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 67銘柄	63.31%	-%	65.73%
	投資証券 1銘柄	-%	0.70%	
イギリス・ポンド	株式 19銘柄	14.22%	-%	14.60%
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	0.69%	-%	0.71%
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	1.26%	-%	1.29%
スウェーデン・クローナ	株式 1銘柄	1.14%	-%	1.17%
ユーロ	株式 17銘柄	15.36%	-%	15.78%
香港・ドル	株式 1銘柄	0.71%	-%	0.73%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	2,530,172,730	1,308,955,532
コール・ローン	95,268,728	142,798,093
国債証券	14,989,015,204	14,352,288,079
特殊債券	1,138,198,051	1,190,453,498
社債券	1,052,462,551	980,697,016
派生商品評価勘定	220,468,640	154,719,691
未収入金	-	634,351
未収利息	155,251,409	115,982,485
前払費用	44,939,737	52,822,032
流動資産合計	20,225,777,050	18,299,350,777
資産合計	20,225,777,050	18,299,350,777
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	209,763,772	163,143,265
未払金	-	1,766,544
未払解約金	60,285,222	39,919,065
流動負債合計	270,048,994	204,828,874
負債合計	270,048,994	204,828,874
純資産の部		
元本等		
元本	9,141,412,953	7,976,117,968
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,814,315,103	10,118,403,935
純資産合計	19,955,728,056	18,094,521,903
負債純資産合計	20,225,777,050	18,299,350,777

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
--------------------	---

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年3月21日現在）	（平成25年9月20日現在）
1. 計算日における受益権総口数	9,141,412,953口	7,976,117,968口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1830円 (21,830円)	2.2686円 (22,686円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	（自平成24年9月21日 至平成25年3月21日）	（自平成25年3月22日 至平成25年9月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年3月21日現在	平成25年9月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	13,088,812	276,135,841
特殊債券	7,116,329	31,415,930
社債券	5,165,215	19,289,127
合計	25,370,356	326,840,898

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	(平成25年3月21日現在)				(平成25年9月20日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	7,212,776,585	-	7,418,758,759	205,982,174	8,506,693,519	-	8,656,103,954	149,410,435
アメリカ・ドル	4,793,562,712	-	4,953,973,262	160,410,550	4,611,777,104	-	4,620,970,270	9,193,166
イギリス・ポンド	98,731,544	-	99,039,524	307,980	764,336,750	-	784,297,200	19,960,450
オーストラリア・ドル	943,583,204	-	972,335,670	28,752,466	1,492,924,375	-	1,580,740,770	87,816,395

カナダ・ドル	572,361,556	-	575,586,585	3,225,029	289,922,360	-	294,064,344	4,141,984
スイス・フラン	-	-	-	-	21,695,135	-	22,244,585	549,450
デンマーク・クローネ	39,904,928	-	40,912,380	1,007,452	56,139,209	-	57,540,301	1,401,092
ノルウェー・クローネ	46,708,424	-	47,170,312	461,888	50,640,183	-	52,555,797	1,915,614
メキシコ・ペソ	141,010,902	-	141,772,032	761,130	53,072,194	-	54,359,943	1,287,749
ユーロ	568,818,563	-	580,067,342	11,248,779	1,116,281,107	-	1,136,537,584	20,256,477
南アフリカ・ランド	8,094,752	-	7,901,652	193,100	49,905,102	-	52,793,160	2,888,058
買 建	7,033,696,585	-	7,250,383,627	216,687,042	8,506,693,519	-	8,647,680,380	140,986,861
アメリカ・ドル	2,419,213,873	-	2,473,603,640	54,389,767	3,894,916,415	-	3,917,249,051	22,332,636
イギリス・ポンド	660,193,882	-	679,572,631	19,378,749	424,658,476	-	430,502,646	5,844,170
オーストラリア・ドル	1,700,309,233	-	1,767,003,780	66,694,547	1,391,313,033	-	1,435,111,260	43,798,227
カナダ・ドル	656,832,783	-	666,476,055	9,643,272	132,763,721	-	133,736,040	972,319
シンガポール・ドル	80,194,211	-	83,046,246	2,852,035	18,846,254	-	19,585,374	739,120
スイス・フラン	25,177,357	-	25,991,838	814,481	-	-	-	-
スウェーデン・クローナ	569,031,697	-	583,951,888	14,920,191	216,749,192	-	224,866,067	8,116,875
ノルウェー・クローネ	-	-	-	-	132,388,258	-	134,234,415	1,846,157
ポーランド・ズロチ	194,052,465	-	198,554,508	4,502,043	146,187,356	-	152,507,448	6,320,092
メキシコ・ペソ	559,569,896	-	602,870,922	43,301,026	455,049,956	-	465,062,851	10,012,895
ユーロ	39,895,678	-	40,269,876	374,198	1,424,062,936	-	1,459,069,248	35,006,312
南アフリカ・ランド	129,225,510	-	129,042,243	183,267	269,757,922	-	275,755,980	5,998,058
合計	14,246,473,170	-	14,669,142,386	10,704,868	17,013,387,038	-	17,303,784,334	8,423,574

(注) 時価の算定方法

1. 国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成25年3月21日現在)	(平成25年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	10,325,414,098円	9,141,412,953円
同計算期間中の追加設定元本額	381,818,303円	596,850,817円
同計算期間中の一部解約元本額	1,565,819,448円	1,762,145,802円
同計算期間末日の元本額	9,141,412,953円	7,976,117,968円
上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (債券重視型)	149,468,447円	123,962,947円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型)	79,638,605円	66,165,634円

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (株式重視型)	39,691,970円	34,728,634円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型)VA(適格機関投資家専用)	26,923,371円	24,723,214円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	824,323,541円	617,157,608円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)SA(適格機関投資家限定)	1,096,246,299円	964,425,642円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	73,758,044円	76,165,000円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)	165,060,279円	174,224,617円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)	421,182,323円	457,487,539円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)	228,945,189円	255,993,274円
DCニッセイ/パトナム・グローバル債券	1,328,430,871円	1,371,435,602円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (成長型)SA(適格機関投資家限定)	410,035,094円	383,481,646円
ニッセイ/パトナム・グローバル債券SA (適格機関投資家限定)	4,267,902,917円	3,394,495,055円
DCニッセイバランスアクティブ	29,806,003円	31,671,556円
計	9,141,412,953円	7,976,117,968円

附属明細表(平成25年9月20日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 3.5 2018/2/15	930,000.00	1,017,978.00	
		US TREASURY N/B 2.75 2017/12/31	3,640,000.00	3,868,628.40	
		US TREASURY N/B 1 2016/8/31	9,510,000.00	9,596,160.60	
		US TREASURY N/B 2.75 2016/11/30	1,740,000.00	1,847,253.60	
		US TREASURY N/B 1.625 2022/8/15	7,300,000.00	6,722,789.00	
		US TREASURY N/B 1.75 2023/5/15	6,080,000.00	5,568,368.00	
		US TREASURY N/B 2.875 2043/5/15	5,160,000.00	4,285,999.20	
		US TREASURY N/B 1.375 2018/6/30	850,000.00	847,535.00	
		US TREASURY N/B 0.125 2015/4/30	21,980,000.00	21,933,622.20	
	アメリカ・ドル 小計		57,190,000.00	55,688,334.00 (5,543,216,766)	
	イギリス・ポンド	TSY 2 3/4% 2015 2.75 2015/1/22	1,670,000.00	1,720,985.10	
		TSY 3 3/4% 2019 3.75 2019/9/7	990,000.00	1,089,712.80	
		UK TSY 1.75% 2022 1.75 2022/9/7	6,190,000.00	5,714,979.40	
		UK TSY 3 1/4% 2044 3.25 2044/1/22	2,360,000.00	2,182,764.00	
	イギリス・ポンド 小計		11,210,000.00	10,708,441.30	

			(1,709,174,316)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.75 2022/7/15	1,800,000.00	2,057,580.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.5 2023/4/21	4,620,000.00	5,212,607.40	
オーストラリア・ドル 小計		6,420,000.00	7,270,187.40 (684,051,932)	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT 5 2037/6/1	350,000.00	453,470.50	
	CANADIAN GOVERNMENT 2.75 2022/6/1	2,970,000.00	3,003,264.00	
カナダ・ドル 小計		3,320,000.00	3,456,734.50 (335,095,842)	
スイス・フラン	SWITZERLAND 2 2022/5/25	450,000.00	487,813.50	
スイス・フラン 小計		450,000.00	487,813.50 (53,318,016)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT 3.5 2022/6/1	3,540,000.00	3,828,368.40	
スウェーデン・クローナ 小計		3,540,000.00	3,828,368.40 (60,143,668)	
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK 4 2017/11/15	7,000,000.00	7,923,930.00	
	KINGDOM OF DENMARK 7 2024/11/10	2,680,000.00	4,011,558.00	
デンマーク・クローネ 小計		9,680,000.00	11,935,488.00 (215,674,268)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM 4.25 2022/9/28	8,950,000.00	10,186,442.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.1 2018/7/30	3,690,000.00	3,894,426.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.85 2022/1/31	2,320,000.00	2,602,993.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.4 2023/10/31	2,220,000.00	2,233,875.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 3.25 2016/4/30	1,060,000.00	1,090,528.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5 2044/7/4	750,000.00	712,605.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 3.75 2016/8/1	1,250,000.00	1,302,162.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2023/8/1	4,550,000.00	4,774,360.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5 2023/5/1	5,060,000.00	5,164,236.00	
	FINNISH GOVERNMENT 1.75 2016/4/15	880,000.00	911,477.60	
	FINNISH GOVERNMENT 3.5 2021/4/15	690,000.00	775,691.10	
	FRANCE (GOVT OF) 4.5 2041/4/25	870,000.00	1,022,145.60	
	FRANCE (GOVT OF) 3.25 2021/10/25	2,370,000.00	2,584,011.00	
	IRISH TSY 5.5% 2017 5.5 2017/10/18	260,000.00	289,294.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA 3.5 2015/7/15	1,690,000.00	1,791,805.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA 3.5 2021/9/15	1,740,000.00	1,946,033.40	
	TREASURY 5% 2020 5 2020/10/18	1,300,000.00	1,407,835.00	

	ユーロ 小計		39,650,000.00	42,689,922.60 (5,751,613,272)	
国債証券 合計				14,352,288,079 (14,352,288,079)	
特殊債券	アメリカ・ドル	FHLMC GOLD A17598 6.5 2034/1/1	6,869.74	7,451.74	
		FHLMC GOLD A20871 6.5 2034/4/1	38,843.21	43,609.27	
		FHLMC GOLD C52510 6.5 2031/5/1	2,283.05	2,429.41	
		FHLMC GOLD G08008 6.5 2034/7/1	23,512.00	26,312.50	
		FNMA 545477 7 2032/3/1	27,484.37	32,886.97	
		FNMA 555571 6.5 2033/3/1	9,918.44	11,031.68	
		FNMA 602285 6.5 2031/8/1	8,545.15	9,888.36	
		FNMA 609480 7 2031/10/1	6,959.89	7,896.62	
		FNMA 797553 5 2020/4/1	4,841.98	5,196.36	
		FNMA 813915 4.5 2020/11/1	16,559.31	17,667.45	
		FNW 2003-W1 2A 6.80078 2042/12/1	462,861.13	556,775.65	
		FNW 2003-W3 1A1 6.5 2042/8/1	8,027.88	9,194.57	
		GNMA 781542 6 2033/1/1	21,143.15	23,690.47	
		KFW 4 2020/1/27	1,180,000.00	1,299,534.00	
	アメリカ・ドル 小計		1,817,849.30	2,053,565.05 (204,411,865)	
	ノルウェー・クロー ネ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN 3.5 2014/9/5	6,500,000.00	6,586,060.00	
	ノルウェー・クローネ 小計		6,500,000.00	6,586,060.00 (112,489,905)	
	ユーロ		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN 2.25 2016/8/24	1,121,000.00	1,170,256.74
			EFSF 2.25 2022/9/5	1,360,000.00	1,360,149.60
			ELECTRICITE DE FRANCE 5 2018/2/5	400,000.00	462,256.00
EUROPEAN INVESTMENT BANK 4.125 2024/4/15			225,000.00	260,156.25	
EUROPEAN UNION 3.25 2018/4/4			2,010,000.00	2,207,462.40	
SWEDISH EXPORT CREDIT 3.625 2014/5/27			1,000,000.00	1,023,440.00	
ユーロ 小計		6,116,000.00	6,483,720.99 (873,551,729)		
特殊債券 合計				1,190,453,498 (1,190,453,498)	
社債券	アメリカ・ドル	AUST & NZ BANKING GROUP 0.9 2016/2/12	400,000.00	398,480.00	
		BACM 2005-1 AJ 5.46279 2042/11/10	775,000.00	821,321.75	
		BACM 2006-5 A2 5.317 2047/9/1	900,610.96	906,888.20	
		BACM 2006-6 A2 5.309 2045/10/1	340,587.18	343,727.39	
		BACM 2007-2 A2 5.634 2049/4/1	29,743.03	30,109.15	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.3 2043/5/15	95,000.00	84,554.75	
		Banc of America Merrill Lynch Commercial Mortgage Inc 5.34379 2042/11/1	536,244.89	548,717.94	

	COMM 2005-LP5 D 5.26151 2043/5/1	500,000.00	524,700.00	
	CSMC 2007-C4 A2 5.95297 2039/9/1	299,175.57	300,064.07	
	DBRR 2013-EZ3 A 1.636 2049/12/15	487,000.00	486,250.02	
	DLJCM 1998-CG1 B4 7.40089 2031/6/1	16,673.18	16,685.18	
	GSMS 2004-GG2 C 5.532 2038/8/1	295,000.00	302,720.15	
	GSMS 2006-GG6 A2 5.506 2038/4/1	111,345.33	113,233.72	
	JPMCC 2003-CB6 E 5.98656 2037/7/1	120,000.00	124,719.60	
	JPMCC 2006-LDP9 A2S 5.298 2047/5/1	279,755.39	281,333.19	
	JPMCC 2007-LD11 A2 5.98726 2049/6/1	302,442.58	303,228.92	
	JPMCC 2007-LD12 A3 6.12423 2051/2/1	1,072,000.00	1,095,948.48	
	JPMCC 2007-LDPX A3S 5.317 2049/1/1	301,831.98	303,111.74	
	LBUBS 2007-C6 A3 5.933 2040/7/11	383,193.56	385,312.61	
	MLCFC 2006-4 A2FL 0.3014 2049/12/12	116,500.26	116,289.39	
	MLMT 2007-C1 A2 5.94091 2050/6/1	33,526.94	33,808.55	
	MLMT 2007-C1 A3 6.04491 2050/6/1	131,000.00	134,357.53	
	MSC 2006-T23 A2 5.91761 2041/8/1	13,274.74	13,263.18	
	MSC 2007-IQ14 A2 5.61 2049/4/1	61,592.55	61,979.96	
	MSRR 2010-C30 A3B 5.24913 2043/12/1	310,143.00	317,508.89	
	WBCMT 2007-C34 A2 5.569 2046/5/1	318,379.90	317,930.98	
	WFRBS 2012-C9 C 4.543 2045/11/1	630,000.00	594,631.80	
	アメリカ・ドル 小計	8,860,021.04	8,960,877.14 (891,965,711)	
	ユーロ			
	FORTUM OYJ 4.5 2016/6/20	450,000.00	493,051.50	
	GE CAPITAL TRUST IV 4.625 2066/9/15	165,000.00	165,534.60	
	ユーロ 小計	615,000.00	658,586.10 (88,731,305)	
社債券 合計			980,697,016 (980,697,016)	
合計			16,523,438,593 (16,523,438,593)	

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。
()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
----	-----	------------	---------------------

アメリカ・ドル	国債証券	9銘柄	30.63%	40.18%
	特殊債券	14銘柄	1.13%	
	社債券	27銘柄	4.93%	
イギリス・ポンド	国債証券	4銘柄	9.45%	10.34%
オーストラリア・ドル	国債証券	2銘柄	3.78%	4.14%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	1.85%	2.03%
スイス・フラン	国債証券	1銘柄	0.29%	0.32%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.33%	0.36%
デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	1.19%	1.31%
ノルウェー・クローネ	特殊債券	1銘柄	0.62%	0.68%
ユーロ	国債証券	17銘柄	31.79%	40.63%
	特殊債券	6銘柄	4.83%	
	社債券	2銘柄	0.49%	

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年10月31日現在)

資産総額	662,157,902 円
負債総額	1,038,134 円
純資産総額 (-)	661,119,768 円
発行済数量	552,163,829 口
1万口当たり純資産額 (/ ×10000)	11,973 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成25年10月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年10月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	206	24,059
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	17	2,763
単位型公社債投資信託	0	0
合計	223	26,823

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、
表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,324,746		1,199,671
有価証券		8,309,605		6,810,580
前払費用	1	200,463	1	420,669
未収委託者報酬		1,465,803		1,578,598
未収運用受託報酬	1	778,921	1	957,692
未収投資助言報酬	1	154,740	1	158,845
繰延税金資産		273,967		360,157
その他		44,410		50,805
流動資産合計		12,552,657		11,537,020
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	115,964	2	123,366
車両	2	2,970	2	1,731
器具備品	2	148,251	2	125,394
有形固定資産合計		267,186		250,493
無形固定資産				
ソフトウェア		1,228,624		1,068,747
ソフトウェア仮勘定		55,978		51,802
その他		8,171		8,139
無形固定資産合計		1,292,774		1,128,689
投資その他の資産				
投資有価証券		25,328,584		28,546,974
関係会社株式		-		66,222
差入保証金	1	283,591	1	285,266
繰延税金資産		437,364		172,442
その他		38		17
投資その他の資産合計		26,049,578		29,070,923
固定資産合計		27,609,540		30,450,106
資産合計		40,162,198		41,987,127

負債の部

流動負債

預り金		30,600		29,275
未払償還金		148,104		144,737
未払手数料	1	560,208	1	587,015
未払運用委託報酬		396,073		488,571
未払投資助言報酬		126,813		163,129
その他未払金	1	205,721	1	219,369
未払費用	1	122,185	1	80,370
未払法人税等		149,239		437,800
前受運用受託報酬		-		58
賞与引当金		538,159		745,159
その他		22,815		68,729
流動負債合計		2,299,923		2,964,217

固定負債

退職給付引当金		767,977		929,869
役員退職慰労引当金		13,630		12,650
その他	1	4,973		-
固定負債合計		786,580		942,519

負債合計		3,086,503		3,906,737
------	--	-----------	--	-----------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840

利益剰余金

利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		17,833,930		18,272,607
利益剰余金合計		18,513,737		18,952,414
株主資本合計		36,795,577		37,234,254

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		280,116		846,135
--------------	--	---------	--	---------

評価・換算差額等合計		280,116		846,135
------------	--	---------	--	---------

純資産合計		37,075,694		38,080,390
-------	--	------------	--	------------

負債・純資産合計

40,162,198

41,987,127

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	9,952,331		9,738,507	
運用受託報酬	3,987,169		5,029,976	
投資助言報酬	705,920		681,350	
業務受託料	47,100		47,100	
営業収益計	14,692,522		15,496,935	
営業費用				
支払手数料	4,131,652		4,096,763	
広告宣伝費	27,241		4,527	
公告費	323		-	
調査費	2,700,559		3,009,996	
支払運用委託報酬	1,294,778		1,372,587	
支払投資助言報酬	479,438		751,264	
委託調査費	42,633		44,108	
調査費	883,708		842,036	
委託計算費	101,748		104,631	
営業雑経費	390,063		447,523	
通信費	55,182		56,472	
印刷費	133,820		142,821	
協会費	17,984		19,986	
その他営業雑経費	183,076		228,242	
営業費用計	7,351,588		7,663,442	
一般管理費				
役員報酬	1	59,718	1	57,777
給料・手当		3,012,857		2,915,416
賞与引当金繰入額		537,887		726,623
賞与		260,246		224,092
福利厚生費		566,829		559,429
退職給付費用		156,575		208,549
役員退職慰労引当金繰入額		5,455		7,100
役員退職慰労金		650		-
其他人件費		115,587		121,504
不動産賃借料		632,434		619,902
その他不動産経費		27,417		26,829
交際費		14,037		11,456

旅費交通費		90,473		74,226
固定資産減価償却費		654,122		583,306
租税公課		79,628		80,741
業務委託費		179,945		163,637
器具備品費		151,259		134,449
保守料		87,228		88,640
保険料		60,291		60,440
寄付金		5,000		-
諸経費		56,644		41,887
一般管理費計		6,754,291		6,706,012
営業利益		586,642		1,127,480
営業外収益				
受取利息		1,966		172
有価証券利息		93,236		86,415
受取配当金		45,856		79,789
補助金収入		-		9,500
その他営業外収益		17,359		10,147
営業外収益計		158,419		186,025
営業外費用				
為替差損		6,419		15,251
賃貸借契約解約損		4,124		-
控除対象外消費税		-		5,693
その他営業外費用		1,248		646
営業外費用計		11,792		21,591
経常利益		733,269		1,291,913
特別利益				
投資有価証券売却益		25,290		125,271
投資有価証券償還益		-		1,755
事故受取保険金	3	14,136		-
清算配当金	5	59,327		-
特別利益計		98,754		127,026
特別損失				
投資有価証券売却損		1,778		400,864
投資有価証券償還損		87,378		4,005
固定資産除却損	4	19,104	4	8,268
事故損失賠償金	2	39,244	2	58
特別損失計		147,506		413,196
税引前当期純利益		684,516		1,005,743
法人税、住民税及び事業税		263,157		557,322
法人税等調整額		77,232		125,815
法人税等合計		340,390		431,507
当期純利益		344,126		574,236

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		10,000,000		10,000,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		8,281,840		8,281,840
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計				
当期首残高		8,281,840		8,281,840
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		139,807		139,807
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金				
当期首残高		120,000		120,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		120,000		120,000
研究開発積立金				
当期首残高		70,000		70,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		70,000		70,000
別途積立金				
当期首残高		350,000		350,000
当期変動額				

当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,625,364	17,833,930
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	17,833,930	18,272,607
利益剰余金合計		
当期首残高	18,305,171	18,513,737
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	18,513,737	18,952,414
株主資本合計		
当期首残高	36,587,011	36,795,577
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	36,795,577	37,234,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
純資産合計		
当期首残高	36,814,506	37,075,694
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	261,188	1,004,695
当期末残高	37,075,694	38,080,390

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）によっております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 時価のないもの
 - …移動平均法に基づく原価法によっております。
 - 関係会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 定率法によっております。
 - 主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。
 - 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - 賞与引当金
 - 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。
 - なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。
 - 役員退職慰労引当金
 - 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. リース取引の処理方法
 - 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理
 - 税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

平成23年度の税制改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,082千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が3,082千円増加しております。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
前払費用	52,725千円	54,152千円
未収運用受託報酬	383,091	493,954
未収投資助言報酬	135,967	133,324
差入保証金	280,262	280,262
未払手数料	90,057	112,306
その他未払金	19,525	35,771
未払費用	59,677	12,606
その他固定負債	4,973	-

2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	206,955千円	232,440千円
車両	4,043	5,282
器具備品	573,767	599,393
計	784,767	837,116

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

取締役	180,000千円
監査役	40,000千円

2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。

4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	11,393千円	3,568千円
その他	7,711	4,700
計	19,104	8,268

5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月24日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（単位：千円）

	前事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

（単位：千円）

	当事業年度（平成25年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	589	273

未経過リース料期末残高相当額等（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1年内	174	186
1年超	287	108
合計	462	295

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額（単位：千円）

	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
支払リース料	361	186
減価償却費相当額	330	172
支払利息相当額	19	12

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切にリスク管理を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
その他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,199,671	1,199,671	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,860	4,020,850	9,989
その他有価証券	2,799,720	2,799,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,902,802	22,023,000	120,197
その他有価証券	6,576,671	6,576,671	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	-	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,199,671	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	21,800,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	3,606,000	2,706,150	989,200	-
合計	8,805,671	24,506,150	989,200	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	25,913,663	26,043,000	130,186
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	25,913,663	26,043,000	130,186
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		25,913,663	26,043,000	130,186

2. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,799,720	2,799,436	283
	国債・地方債等	2,799,720	2,799,436	283
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,851,826	4,439,350	1,412,476
	小計	8,651,546	7,238,786	1,412,760
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	724,845	808,500	83,654
	小計	724,845	808,500	83,654
合計		9,376,391	8,047,286	1,329,105

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
非上場株式	67,500千円	67,500千円
関係会社株式	- 千円	66,222千円

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,175,318	125,271	400,864
合計	2,175,318	125,271	400,864

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務	767,977千円	929,869千円
(2)退職給付引当金	767,977千円	929,869千円

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	132,222千円	186,034千円
(2)退職給付負担金	24,353千円	22,515千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金	45,640千円	44,561千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	204,554千円	283,235千円
未払事業税	19,923	38,976
その他	49,981	38,054
繰延税金資産合計	274,458	360,265
繰延税金負債		
有価証券評価差額	491	107
繰延税金負債合計	491	107
繰延税金資産の純額	273,967	360,157
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	276,081	333,409
役員退職慰労引当金	4,857	2,339
税務上の繰延資産償却超過額	2,519	4,508
投資有価証券評価損	472,994	492,770
投資有価証券評価差額	212,965	31,716
その他	6,911	3,505
小計	976,328	868,247
評価性引当額	106,755	95,324
繰延税金資産合計	869,573	772,923
繰延税金負債		
特別分配金否認	50,467	85,903
投資有価証券評価差額	381,742	514,578
繰延税金負債合計	432,209	600,481
繰延税金資産の純額	437,364	172,442
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.00%	法定実効税率 38.01%
(調整)		(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.38
住民税均等割	0.85	住民税均等割 0.58
税率変更に伴う影響	9.27	税率変更に伴う影響 3.66
その他	1.32	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73	その他 0.71
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.90

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,745,589

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,525,483	未収運用受託報酬	383,091
								投資助言報酬の受取	632,674	未収投資助言報酬	135,967
								業務受託料の受取	47,100	-	-

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	2,098,663	未収運用受託報酬	493,954
								投資助言報酬の受取	599,826	未収投資助言報酬	133,324
								業務受託料の受取	47,100	-	-
								関係会社株式の取得	66,222	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	341,875円31銭	351,139円62銭
1株当たり当期純利益金額	3,173円18銭	5,295円04銭

（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益	344,126千円	574,236千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	344,126千円	574,236千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成25年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
日本生命保険相互会社	1,250,000百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

b. 資本金の額

平成25年3月末現在、204,000米ドル（約19百万円。1米ドル = 94.05円）

(注) 資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図(国内の短期金融資産を除きます)を行います。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社(販売会社)は、委託会社の株式を97,604株(持株比率90.00%)保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 暮 和 敏 印
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 竹 新 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月11日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイバランスアクティブの平成25年3月22日から平成25年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイバランスアクティブの平成25年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)